

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条 [略] 2～11 [略] 12 この省令において「資産保有型会社」とは、一日において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上である会社をいう。</p> <p>一 [略] 二 当該一日における次に掲げる資産（以下「特定資産」という。）の帳簿価額の合計額 イ～ニ [略] ホ 現金、預貯金その他これらに類する資産（次に掲げる者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）。</p> <p>(1) 第一種経営承継受贈者（第六条第一項第七号トの第一種経営承継受贈者をいう。次号及び第六条第一項第七号ハ(3)において同じ。） (2) 第一種経営承継相続人（第六条第一項第八号トの第一種経営承継相続人をいう。次号において同じ。） (3) 第二種経営承継受贈者（第六条第一項第九号トの第二種経営承継受贈者をいう。次号及び第六条第一項第</p>	<p>(定義) 第一条 [略] 2～11 [略] 12 この省令において「資産保有型会社」とは、一日において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上である会社をいう。</p> <p>一 [略] 二 当該一日における次に掲げる資産（以下「特定資産」という。）の帳簿価額の合計額 イ～ニ [略] ホ 現金、預貯金その他これらに類する資産（次に掲げる者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）。</p> <p>(1) 経営承継受贈者（第六条第一項第七号トの経営承継受贈者をいう。次号において同じ。）又は経営承継相続人（同項第八号トの経営承継相続人をいう。次号において同じ。）</p>

九号ハ(3)において同じ。

(4) 第二種経営承継相続人(第六条第一項第十号トの第二種経営承継相続人をいう。次号において同じ。)

(5) 第一種特例経営承継受贈者(第六条第一項第十一号トの第一種特例経営承継受贈者をいう。次号及び第六条第一項第十一号ハ(3)において同じ。)

(6) 第一種特例経営承継相続人(第六条第一項第十二号トの第一種特例経営承継相続人をいう。次号において同じ。)

(7) 第二種特例経営承継受贈者(第六条第一項第十三号トの第二種特例経営承継受贈者をいう。次号及び第六条第一項第十三号ハ(3)において同じ。)

(8) 第二種特例経営承継相続人(第六条第一項第十四号トの第二種特例経営承継相続人をいう。次号において同じ。)

(9) (1) から(8) までに掲げる者の関係者のうち、第九項第六号中「会社」とあるのを「会社(外国会社を含む。)」と読み替えた場合における同項各号に掲げる者

三 次に掲げる期間において、当該会社の第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継受贈者、第二種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人及びこれらの者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等(株式又は持分に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。以下同じ。)及び給与(債務の免除に

(2) (1) に掲げる者の関係者のうち、第九項第六号中「会社」とあるのを「会社(外国会社を含む。)」と読み替えた場合における同項各号に掲げる者

三 次に掲げる期間において、当該会社の経営承継受贈者又は経営承継相続人及びこれらの者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等(株式又は持分に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。以下同じ。)及び給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。第九条第二項第二十一号において同じ。)のうち法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十四条及び第三十六条の規定により当該会社

よる利益その他の経済的な利益を含む。第九条第二項第二十一号において同じ。)のうち法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十四条及び第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなるものの金額

イ 当該会社の代表者が第一種経営承継受贈者、第二種経営承継受贈者、第一種特別経営承継受贈者又は第二種特別経営承継受贈者である場合にあつては、当該一の日以前の五年間(第一種経営承継受贈者(当該第一種経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。)(又は第一種特別経営承継受贈者(当該第一種特別経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。))からの贈与の日前の期間を除く。)

ロ 当該会社の代表者が第一種経営承継相続人、第二種経営承継相続人、第一種特別経営承継相続人又は第二種特別経営承継相続人である場合にあつては、当該一の日以前の五年間(当該第一種経営承継相続人の被相続人又は当該第一種特別経営承継相続人の被相続人の相続の開始の日前の期間を除く。)

13  
15 「略」

16 この省令において「特定贈与認定中小企業者」とは、第九条第二項に規定する第一種特別贈与認定中小企業者及び第一種特別贈与認定中小企業者であつた者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。)並びに同条第四項に規定する第二種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者であつた者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除

の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなるものの金額

イ 当該会社の代表者が経営承継受贈者である場合にあつては、当該一の日以前の五年間(経営承継受贈者(第六条第一項第八号ト(7)の経営承継受贈者をいう。))からの贈与の日前の期間を除く。)

ロ 当該会社の代表者が経営承継相続人である場合にあつては、当該一の日以前の五年間(当該経営承継相続人の被相続人の相続の開始の日前の期間を除く。)

13  
15 「略」

16 この省令において「特定贈与認定中小企業者」とは、第九条第二項に規定する特別贈与認定中小企業者及び特別贈与認定中小企業者であつた者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。)のうち、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。)に係る贈与(遺贈(贈与をした者(以下「贈与者」という。))の死亡により効力を生ず

く。)のうち、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号又は第九号の事由に係るものに限る。)に係る贈与(遺贈(贈与をした者(以下「贈与者」という。)の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)に含まれる贈与を除く。以下同じ。)の時が災害等が発生した日より前であった中小企業者をいう。

17| この省令において「特定特例贈与認定中小企業者」とは、第九条第六項に規定する第一種特例贈与認定中小企業者及び第一種特例贈与認定中小企業者であった者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。)並びに同条第八項に規定する第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例贈与認定中小企業者であった者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。)のうち、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十一号又は十三号の事由に係るものに限る。)に係る贈与の時が災害等が発生した日より前であった中小企業者をいう。

18| この省令において「特定相続認定中小企業者」とは、第九条第三項に規定する第一種特別相続認定中小企業者及び第一種特別相続認定中小企業者であった者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。)並びに同条第五項に規定する第二種特別相続認定中小企業者及び第二種特別相続認定中小企業者であった者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。)のうち、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。)に係る相続の開始の日が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいう。

19| この省令において「特定特例相続認定中小企業者」とは、第

る贈与を含む。以下同じ。)に含まれる贈与を除く。以下同じ。  
。 )の時が災害等が発生した日より前であった中小企業者をいう。

〔新設〕

17| この省令において「特定相続認定中小企業者」とは、第九条第三項に規定する特別相続認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者であった者(同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。)のうち、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。)に係る相続の開始の日が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいう。

〔新設〕

九条第七項に規定する第一種特例相続認定中小企業者及び第一種特例相続認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第九項に規定する第二種特例相続認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいう。

20| この省令において「贈与認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）に係る贈与税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

21| この省令において「特例贈与認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

22| この省令において「相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取

18| この省令において「贈与認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）に係る贈与税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

〔新設〕

19| この省令において「相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取

得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

23| この省令において「特例相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）

第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 当該中小企業者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の株式等若しくは事業用資産等に係る多額の相続税又は贈与税を納付することが見込まれること（第七号から第十四号までに掲げる事由に該当する場合を除く。）。

三 六 「略」

七 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者か

得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

「新設」

（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）

第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 当該中小企業者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の株式等若しくは事業用資産等に係る多額の相続税又は贈与税を納付することが見込まれること（第七号又は第八号に掲げる事由に該当する場合を除く。）。

三 六 「略」

七 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者か

らの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。)が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ・ロ 「略」

ハ 第一種贈与認定申請基準事業年度(当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第一種贈与認定申請基準日(次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。)の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

(1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合(3)に規定する場合を除く。  
当該十月十五日

(2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれの日である場合 当該贈与の日

(3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の第一種経営承継受贈者又は第一種経営承継受贈者の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

ニ 第一種贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益を除く。以下同じ。)が零を超えること。

らの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。)が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ・ロ 「略」

ハ 贈与認定申請基準事業年度(当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から贈与認定申請基準日(次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。)の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

(1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合(3)に規定する場合を除く。  
当該十月十五日

(2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれの日である場合 当該贈与の日

(3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の経営承継受贈者(トに規定する経営承継受贈者をいう。)又は経営承継受贈者(当該経営承継受贈者に係る贈与者をいう。)の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

ニ 贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益を除く。以下同じ。)が零を超えること。

ホ・ヘ 「略」

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「第一種経営承継受贈者」という。）であること。

(1) ～ (5) 「略」

(6) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は第十二条第一項の認定（第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

(7) 当該中小企業者の株式等の贈与者（当該贈与の時前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。）が、当該贈与の直前（当該贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該贈与者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の第一種経営承継受贈者となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

(8) 当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該

ホ・ヘ 「略」

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「経営承継受贈者」という。）であること。

(1) ～ (5) 「略」

(6) 削除

(7) 当該中小企業者の株式等の贈与者（当該贈与の時前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。）が、当該贈与の直前（当該贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該贈与者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の経営承継受贈者となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

(8) 当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でないこと。



中小企業者の株式等について既に法第十二条第一項の認定（この号及び第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をしたことがないこと。

チ 当該贈与が、次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、当該（１）又は（２）に定める贈与であること。

（１） 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。）の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二（一株未満又は一円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り上げた数又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の第一種経営承継受贈者となる者に限る。）が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合、当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

（２） 「略」

リ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第一種経営承継受贈者となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

又 第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。

チ 当該贈与が、次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、当該（１）又は（２）に定める贈与であること。

（１） 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。）の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二（一株未満又は一円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り上げた数又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の経営承継受贈者となる者に限る。）が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合、当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

（２） 「略」

リ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の経営承継受贈者となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

又 贈与認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし

ただし、当該贈与の時ににおける常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。)を下回らないこと。

八 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者(当該代表者の被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。))の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。)が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等(次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。)に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ・ロ 「略」

ハ 第一種相続認定申請基準事業年度(当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から第一種相続認定申請基準日(当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日をいう。以下同じ。))の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

ニ 第一種相続認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ・ヘ 「略」

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者(二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「第一種経営承継相続人」という。)であること。

、当該贈与の時ににおける常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。)を下回らないこと。

八 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者(当該代表者の被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。))の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。)が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等(次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。)に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ・ロ 「略」

ハ 相続認定申請基準事業年度(当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から相続認定申請基準日(当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日をいう。以下同じ。))の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

ニ 相続認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ・ヘ 「略」

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者(二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「経営承継相続人」という。)であること。

(1) ～ (4) 「略」

(5) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等  
を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法  
第十二条第一項の認定(第十一号又は第十三号の事由に  
係るものに限る。)に係る贈与を受けた者又は第十二条  
第一項の認定(第十二号又は第十四号の事由に係るもの  
に限る。)に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

(6) 当該代表者の被相続人(当該相続の開始前におい  
て、当該中小企業者の代表者であつた者に限る。)が、  
当該相続の開始の直前(当該被相続人が当該相続の開始  
の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には  
、当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれか  
の時及び当該相続の開始の直前)において、当該被相続  
人に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主  
等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、か  
つ、当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係  
る議決権の数がいずれの当該同族関係者(当該中小企業  
者の第一種経営承継相続人となる者を除く。)が有して  
いた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかつた者で  
あること。

(7) 当該代表者の被相続人が当該中小企業者の株式等  
について法第十二条第一項の認定(前号及び次号の事由  
に係るものに限る。)に係る贈与をした者でないこと。

チ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる  
事項についての定めがある種類の株式を発行している場合

(1) ～ (4) 「略」

(5) 削除

(6) 当該代表者の被相続人(当該相続の開始前におい  
て、当該中小企業者の代表者であつた者に限る。)が、  
当該相続の開始の直前(当該被相続人が当該相続の開始  
の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には  
、当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれか  
の時及び当該相続の開始の直前)において、当該被相続  
人に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主  
等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、か  
つ、当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係  
る議決権の数がいずれの当該同族関係者(当該中小企業  
者の経営承継相続人となる者を除く。)が有していた当  
該株式等に係る議決権の数も下回らなかつた者であるこ  
と。

(7) 当該中小企業者が特別贈与認定中小企業者等(第  
十三条第一項の特別贈与認定中小企業者等をいう。)で  
ある場合にあつては、当該代表者の被相続人が当該特別  
贈与認定中小企業者等の経営承継贈与者(経営承継受贈  
者に係る贈与者をいう。以下同じ。)でなかつたこと。

チ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる

にあつては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第一種経営承継相続人となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

リ 第一種相続認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回らないこと。

#### 九

当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与（当該贈与に係る贈与税申告期限（第八条第二項に規定する贈与税申告期限をいう。第十三号及び次条において同じ。）が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第七号又は前号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ 当該贈与の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社

ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第二種贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属す

事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の経営承継相続人となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

リ 相続認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。

#### 〔新設〕

る事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第二種贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

（1） 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（（3）に規定する場合を除く。

） 当該十月十五日

（2） 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日

（3） 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の第二種経営承継受贈者又は第二種経営承継受贈者（当該第二種経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。）の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日  
第二種贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

ヘ 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれに

も該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「第二種経営承継受贈者」という。）であること。

(1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下（6）を除きこの号において同じ。）であつて、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 当該贈与の日において、二十歳以上であること。

(3) 当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であること。

(4) 当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等（当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。））、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあつては当該株式交換等に際して

交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならぬ株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

(5) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

(6) 当該贈与の時に於いて、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等について既に法第十二条第一項の認定（第七号及びこの号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をしたことがないこと。

千 当該贈与が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与であること。

(1) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下千において同じ。）の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の一（一株未満又は一円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り上げた数又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の第二種経営承継受贈者となる者に限る。）が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又

は残額以上の場合 当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与

リ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第二種経営承継受贈者となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

又 当該中小企業者が法第十二条第一項の認定（第七号又は前号の事由に係るものに限る。）を受けている者であり、かつ、当該贈与の時において、当該代表者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定（第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与（以下「第一種経営承継贈与」という。）又は法第十二条第一項の認定（前号の事由に係るものに限る。）に係る相続（以下「第一種経営承継相続」という。）を受けた者であること。

十 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈（当該相続に係る相続税申告期限（第八条第三項に規定する相続税申告期限をいう。第十四号及び次条において同じ。）が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）の有効期限まで

〔新設〕



- に到来するものに限る。)により取得した当該中小企業者の株式等(次条第五項において読み替えられた同条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。)に係る相続税を納付することが見込まれること。
- イ 当該相続の開始の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。
- ハ 第二種相続認定申請基準事業年度(当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から第二種相続認定申請基準日(当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日をいう。以下同じ。)の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。
- ニ 第二種相続認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。
- ホ 当該相続の開始の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上(当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合(当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。)にあつては五人以上)であること。

ト 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「第二種経営承継相続人」という。）であること。

(1) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であつて、当該相続の開始の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であつたこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。

(3) 当該相続の開始の時以後において、当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならぬ株式を除く。））、当該相続の開

始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等の際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しななければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

（4） 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（次号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

チ 当該中小企業者が会社法第八十一条第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第二種経営承継相続人となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

リ 当該中小企業者が法第十二条第一項の認定（第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けている者であり、かつ、当該相続の開始の時において、当該代表者が当該中小企業者の株式等について第一種経営承継贈与又は第一種経営承継相続を受けた者であること。

十一 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者

〔新設〕

からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ 当該贈与の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社<sub>イ</sub>のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第一種特例贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第一種特例贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

（1） 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれの日である場合（3）に規定する場合を除く。

） 当該十月十五日

（2） 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれの日である場合 当該贈与の日

（3） 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者又は第一種特例経営承継贈与者の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

ニ 第一種特例贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ 当該贈与の時において、当該中小企業者の常時使用する

従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

～ 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第一種特例経営承継受贈者」という。）であること。

(1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下（８）を除きこの号において同じ。）であつて、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める要件を満たしていること。

(i) 当該代表者が一人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者が二人又は三人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の十以上であること及び

いずれの当該代表者に係る同族関係者（当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 当該贈与の日において、二十歳以上であること。

(3) 当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であること。

(4) 当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等（当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。））、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあつては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

(5) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第八号又は前号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

(6) 当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認(第十八条第一項又は第二項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの)を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者(第十六条第一項第一号に規定する特例後継者をいう。以下この条において同じ。)であること。

(7) 当該中小企業者の株式等の贈与者(当該贈与の時前において、当該中小企業者の代表者であつた者に限る。(8)において同じ。)が、当該贈与の直前(当該贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前)において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該贈与者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者(当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者を除く。)が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかつた者であること。

(8) 当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定(この号又は第十三号の事由に係るものに限る。)に係る贈与をした者でないこと。

(9) 当該中小企業者の株式等の贈与者が第十七条第一

項第一号の確認（第十八条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例代表者（第十六条第一項第一号ハに規定する特例代表者をいう。以下この条において同じ。）であること。

当該贈与が、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与であること。

（1） 第一種特例経営承継受贈者が一人である場合に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める贈与

（i） 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。）の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ）の総数又は総額の三分の二（一株未満又は一円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り上げた数又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者に限る。）が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合、当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

（ii） （i）に掲げる場合以外の場合、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与

（2） 第一種特例経営承継受贈者が二人又は三人である場合に、いずれの第一種特例経営承継受贈者の有する当該



中小企業者の株式等の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資の総数又は総額の十分の一以上となる贈与であつて、かつ、いずれの第一種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額が当該第一種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与

リ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に於ては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

十二 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（次条第七項において読み替えられた同条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ 当該相続の開始の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第一種特例相続認定申請基準事業年度（当該相続の開始

〔新設〕

の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から第一種特例相続認定申請基準日（当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日を行う。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

ニ 第一種特例相続認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ 当該相続の開始の時ににおいて、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

ヘ 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社はいずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第一種特例経営承継相続人」という。）であること。

(1) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であつて、当該相続の開始の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超え

議決権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていること。

(i) 当該代表者が一人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者が二人又は三人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の十以上であること及びいずれの当該同族関係者（当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人となる者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。

(3) 当該相続の開始の時以後において、当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株

式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売し  
なければならぬ株式を除く。）のうち租税特別措置  
法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けようとす  
る株式等の全部を有していること。

(4) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等  
を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法  
第十二条第一項の認定（第七号又は第九号の事由に係る  
ものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第  
一項の認定（第八号又は第十号の事由に係るものに限る  
。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

(5) 当該中小企業者の株式等の被相続人が第十七条第  
一項第一号の認定（第十八条第二項の規定による変更が  
あったときは、その変更後のもの）を受けた当該中小企  
業者の当該確認に係る特例代表者であること。

(6) 当該代表者の被相続人（当該相続の開始前におい  
て、当該中小企業者の代表者であった者に限る。）が、  
当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始  
の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には  
当該被相続人が当該代表者であった期間内のいずれか  
の時及び当該相続の開始の直前）において、当該被相続  
人に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主  
等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、か  
つ、当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係  
る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業  
者の第一種特例経営承継相続人となる者を除く。）が有  
していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった

者であること。

(7) 当該代表者の被相続人が当該中小企業者の株式等について既に法第十二条第一項の認定（前号及び次号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をした者でないこと。

(8) 当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項又は第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例代表者であること。

十三 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与（当該贈与に係る贈与税申告期限が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第十一号又は前号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

十四 当該贈与の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社

のいずれにも該当しないこと。

十五 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始

〔新設〕

の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第二種特例贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第二種特例贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

（1） 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（3）に規定する場合を除く。

（2） 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日まで

のいずれかの日である場合 当該贈与の日

ニ 第二種特例贈与認定申請基準事業年度においていずれも小企業者の第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継贈与者（当該第二種特例経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。）の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

ホ 第二種特例贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）である

こと。

ト 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第二種特例経営承継受贈者」という。）であること。

(1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下（7）を除きこの号において同じ。）であつて、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていること。

(i) 当該代表者が一人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者が二人又は三人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の十以上であること及びいずれの当該代表者に係る同族関係者（当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営承継受贈者となる者、第二種特例経

営相続人又は第二種特例経営相続人となる者を除く。

（ ）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 当該贈与の日において、二十歳以上であること。

(3) 当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であること。

(4) 当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等（当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。））、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあつては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）（のうち租税特別措置法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

(5) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

(6) 当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号



の確認（第十八条第一項又は第二項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者であること。

(7) 当該贈与の時に、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定（第十一号及びこの号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をした者でないこと。

千 当該贈与が、次の(1)又は(2)に掲げる場合に区分に、当該(1)又は(2)に定める贈与であること。

(1) 第二種特例経営承継受贈者が一人である場合に、次に掲げる場合に、当該(1)又は(2)に定める贈与

(i) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下千において同じ。）の数が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。以下千において同じ。）の総数又は総額の三分の二（一株未満又は一円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り上げた数又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者に限る。）が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合、当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

(ii) (i) に掲げる場合以外の場合、当該中小企業

者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与

(2) 第二種特例経営承継受贈者が二人又は三人である場合 いずれの第二種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資の総数又は総額の十分の一以上となる贈与であつて、かつ、いずれの第二種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額が当該第二種特例経営承継贈与者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与

リ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営承継受贈者となる者、第二種特例経営承継人又は第二種特例経営承継人となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

ヌ 当該中小企業者が法第十二条第一項の認定（第十一号又は前号の事由に係るものに限る。）を受けている者であり、かつ、当該贈与の時において、当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定（第十一号の事由に係るものに限る。）に係る贈与（以下「第一種特例経営承継贈与」という。）又は法第十二条第一項の認定（前号の事由に係るものに限る。）に係る相続（以下「第一種特例経営承継相続」という。）を受けて

とする。

十四 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈（当該相続に係る相続税申告期限が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第十一号又は第十二号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等（次条第九項において読み替えられた同条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ 当該相続の開始の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第二種特例相続認定申請基準事業年度（当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から第二種特例相続認定申請基準日（当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日を含む。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

ニ 第二種特例相続認定申請基準事業年度においていずれも

〔新設〕

総収入金額が零を超えること。

ホ 当該相続の開始の時に、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

ヘ 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社といずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第二種特例経営承継相続人」という。）であること。

(1) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であつて、当該相続の開始の時に、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていること。

(i) 当該代表者が一人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が、いずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者が二人又は三人の場合 当該代表者

が有する当該株式等に係る議決権の数が当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の十以上であること及びいずれの当該同族関係者（当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営承継受贈者となる者、第二種特例経営相続人又は第二種特例経営相続人となる者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。

(3) 当該相続の開始の時以後において、当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。））、当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合にあつては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。））のうち租税特別措置法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

(4) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等  
を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法  
第十二条第一項の認定（第七号又は第九号の事由に係る  
ものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第  
一項の認定（第八号又は第十号の事由に係るものに限る  
。）に係る相続又は遺贈を受けた者でないこと。

㍑ 当該中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる  
事項についての定めがある種類の株式を発行している場合  
にあつては、当該相続の開始の時以後において当該株式を  
当該中小企業者の代表者（第一種特例経営承継受贈者、第  
一特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第  
二種特例経営承継受贈者となる者、第二種特例経営相続人  
又は第二種特例経営相続人となる者に限る。）以外の者が  
有していないこと。

㍒ 当該中小企業者が法第十二条第一項の認定（第十一号又  
は第十二号の事由に係るものに限る。）を受けている者で  
あり、かつ、当該相続の開始の時において、当該中小企業  
者の代表者が当該中小企業者の株式等について第一種特例  
経営承継贈与又は第一種特例経営承継相続を受けているこ  
と。

十五 前各号に掲げるもののほか、当該中小企業者の事業活動  
の継続に支障を生じさせること。

2 前項第七号から第十四号までの規定の適用については、中小  
企業者の第一種経営承継贈与者、第二種経営承継贈与者、第一  
種特例経営承継贈与者若しくは第二種特例経営承継贈与者から  
の贈与の時又は中小企業者の第一種経営承継相続人、第二種経

九 前各号に掲げるもののほか、当該中小企業者の事業活動の  
継続に支障を生じさせること。

2 前項第七号及び第八号の規定の適用については、中小企業者  
の経営承継贈与者からの贈与の時又は中小企業者の経営承継相  
続人の被相続人の相続の開始の時において、当該中小企業者が  
次に掲げるいずれにも該当するときは当該中小企業者は資産保

管承継相続人、第一種特例経営承継相続人若しくは第二種特例経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時に於いて、当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当するときは当該中小企業者は資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しないものとなし、当該中小企業者の特別子会社が次に掲げるいずれにも該当するときは当該特別子会社は資産保有型会社及び資産運用型子会社に該当しないものとみなす。

一 当該中小企業者の常時使用する従業員（第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人及びこれらの者と生計を一にする親族を除く。以下この項において「親族外従業員」という。）の数が五人以上であること。

二 「略」

三 当該贈与の日又は当該相続の開始の日まで引き続き三年以上にわたり、次に掲げるいずれかの業務をしていること。

イ 商品販売等（商品の販売、資産の貸付け（第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人に対するもの及びこれらの者に係る同族関係者に対するものを除く。）又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるものをいい、その商品の開発若しくは生産又は役務の開発を含む。以下同じ。）

ロ・ハ 「略」

有型会社及び資産運用型会社に該当しないものとみなし、当該中小企業者の特別子会社が次に掲げるいずれにも該当するときは当該特別子会社は資産保有型子会社及び資産運用型子会社に該当しないものとみなす。

一 当該中小企業者の常時使用する従業員（経営承継受贈者又は経営承継相続人及びこれらの者と生計を一にする親族を除く。以下この項において「親族外従業員」という。）の数が五人以上であること。

二 「略」

三 当該贈与の日又は当該相続の開始の日まで引き続き三年以上にわたり、次に掲げるいずれかの業務をしていること。

イ 商品販売等（商品の販売、資産の貸付け（経営承継受贈者又は経営承継相続人に対するもの及び経営承継受贈者又は経営承継相続人の同族関係者に対するものを除く。）又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるものをいい、その商品の開発若しくは生産又は役務の開発を含む。以下同じ。）

ロ・ハ 「略」

3 中小企業者の代表者が、贈与（第一項第七号チ（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得していた場合において、当該贈与の日の属する年において当該株式等の贈与者の相続が開始し、かつ、当該贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことに伴い相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなるとき（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）は、第一項第八号の規定の適用については、当該贈与者を当該代表者の被相続人と、当該贈与により取得した株式等を当該贈与者から相続又は遺贈により取得した株式等とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第七号第三項第二号及び第五号から第九号まで	当該相続の開	当該第一種経営承継相続人の被相続人からの贈与			

3 中小企業者の代表者が、贈与（第一項第七号チ（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得していた場合において、当該贈与の日の属する年において当該株式等の贈与者の相続が開始し、かつ、当該贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことに伴い相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなるとき（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）は、第一項第八号の規定の適用については、当該贈与者を当該代表者の被相続人と、当該贈与により取得した株式等を当該贈与者から相続又は遺贈により取得した株式等とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第七号第三項第二号及び第五号から第九号まで	当該相続の開	当該経営承継相続人の被相続人からの贈与			



第九條第三 項第三号	当該認定に係 る相続の開始	当該第一種特別相続認定中小企業 者の第一種経営承継相続人の被相 続人からの贈与
---------------	------------------	---

4・5 「略」

6 第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第九

号チ（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）  
又は（2）に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株  
式等を取得していた場合又は当該中小企業者が同号の事由に係  
る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業  
者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合  
について準用する。この場合において、「第一項第七号チ（1）  
」又は（2）とあるのは「第一項第九号チ（1）又は（2）  
」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十号」と、「被  
相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日  
」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（  
遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは  
「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号ト（  
3）」とあるのは「第六条第一項第十号ト（2）」と、「第六  
条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）、（4）及び（6）  
」チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十号イ、ロ、ホ、  
ヘ、ト（1）及び（3）」チ並びにリ」と、「第七条第三項第  
二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第五項の  
規定により読み替えられた同条第三項第二号及び第五号から第  
九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種

第九條第三 項第三号	当該認定に係 る相続の開始	当該特別相続認定中小企業者の経 営承継相続人の被相続人からの贈 与
---------------	------------------	---

4・5 「略」

「新設」

経営承継相続人」と、「第九条第三項第三号」とあるのは「第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第三号」と「第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「第二種特別相続認定中小企業者」と読み替えるものとする。

7|| 第四項の規定は、中小企業者が第一項第九号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において「第一項第七号」とあるのは「第一項第九号」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十号」と読み替えるものとする。

8|| 第五項の規定は中小企業者が第一項第十号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十号」と読み替えるものとする。

9|| 第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第十号チ（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得していた場合又は当該中小企業者が同号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合について準用する。この場合において、「第一項第七号チ（

[新設]

[新設]

[新設]

1) 又は(2)」とあるのは「第一項第九号チ(1)又は(2)」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十二号」と、「被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。)」の相続の開始の日」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。)」からの贈与の時」とあるのは「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(4)及び(6)、チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十二号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)(3)及び(5)並びにチ」と、「第六条第一項第八号ト(3)」とあるのは「第六条第一項第十二号ト(2)」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第七項の規定により読み替えられた同条第三項第二号及び第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

10|

第四項の規定は、中小企業者が第一項第十一号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者(当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。)が死亡した場合(当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。)について準用する。この場合において、「第一項第七号」とあるのは「第一項第十一号」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十二号」と読み替えるものとする。

11|

第五項の規定は中小企業者が第一項第十二号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人(当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。)が死亡した場合(当該相続の開始の日の翌日から八月を経

[新設]

[新設]

過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十二号」と読み替えるものとする。

12

第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第十三号チ（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得していた場合又は当該中小企業者が同号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合について準用する。この場合において、「第一項第七号チ（1）又は（2）」とあるのは「第一項第十三号チ（1）又は（2）」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）」及び（4）及び（6）、チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十四号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）及び（3）、チ並びにリ」と、「第六条第一項第八号ト（3）」とあるのは「第六条第一項第十四号ト（2）」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第九項の規定により読み替えられた同条第三項第二号、第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

13

第四項の規定は、中小企業者が第一項第十三号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者

〔新設〕

〔新設〕

の株式等を贈与により取得した者をいう。)が死亡した場合(当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。)について準用する。この場合において、「第一項第七号」とあるのは「第一項第十三号」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と読み替えるものとする。

14| 第五項の規定は中小企業者が第一項第十四号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人(当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。)が死亡した場合(当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。)について準用する。この場合において、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と読み替えるものとする。

15| 「略」

(認定の申請)

第七条 法第十二条第一項の認定(前条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものを除く。)を受けようとする中小企業者は、様式第六による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類(前条第一項各号(第七号から第十四号までを除く。)又は第六項各号に掲げる事由のうち当該中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。)を添付して、当該中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に提出するものとする。

一〇十 「略」

〔新設〕

6| 「略」

(認定の申請)

第七条 法第十二条第一項の認定(前条第一項第七号又は第八号の事由に係るものを除く。)を受けようとする中小企業者は、様式第六による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類(前条第一項各号(第七号及び第八号を除く。)又は第六項各号に掲げる事由のうち当該中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。)を添付して、当該中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に提出するものとする。

一〇十 「略」

十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものを除く。）の参考となる書類

2 法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与税申告期限前に当該中小企業者の第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において当該第一種経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該第一種経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあつては当該第一種経営承継贈与者の相続の開始の日）の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該第一種経営承継受贈者の相続が開始した場合にあつては当該第一種経営承継受贈者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し

二 当該贈与の直前（当該第一種経営承継贈与者が当該贈与の

十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号又は第八号の事由に係るものを除く。）の参考となる書類

2 法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与税申告期限（次条第二項の贈与税申告期限をいう。）以下この項において同じ。）前に当該中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において当該経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の経営承継受贈者が当該経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあつては当該経営承継贈与者の相続の開始の日）の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該経営承継受贈者の相続が開始した場合にあつては当該経営承継受贈者の相続の開始の日）の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 当該贈与に係る贈与認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し

二 当該贈与の直前（当該経営承継贈与者が当該贈与の直前に

直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該第一種経営承継贈与者が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前。以下この号において同じ。

（）当該贈与の時及び当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者（当該第一種経営承継贈与者又は当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該贈与の直前及び当該贈与の時における当該中小企業者の定款の写し）

三 登記事項証明書（当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日以後に作成されたものに限り、当該第一種経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該第一種経営承継贈与者が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

四 当該第一種経営承継受贈者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類及び当該株式等に係る贈与税の見込額を記載した書類

五 当該贈与の時及び当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者の従業員数証明書

六 当該中小企業者の当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準事業年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該贈与の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。）の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七條第二

において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該経営承継贈与者が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前。以下この号において同じ。）当該贈与の時及び当該贈与に係る贈与認定申請基準日における当該中小企業者（当該経営承継贈与者又は当該経営承継受贈者に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該贈与の直前及び当該贈与の時における当該中小企業者の定款の写し）

三 登記事項証明書（当該贈与に係る贈与認定申請基準日以後に作成されたものに限り、当該経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該経営承継贈与者が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

四 当該経営承継受贈者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類及び当該株式等に係る贈与税の見込額を記載した書類

五 当該贈与の時及び当該贈与に係る贈与認定申請基準日における当該中小企業者の従業員数証明書

六 当該中小企業者の当該贈与に係る贈与認定申請基準事業年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該贈与の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。）の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七條第二項に規

項に規定する書類その他これらに類する書類

七 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日までの間において当該中小企業者が上場会社等（金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に上場若しくは登録の申請がされている株式又は金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に所在する若しくは備えられるものの上場若しくは登録若しくはこれらの申請がされている株式若しくは持分に係る会社を含む。以下同じ。）又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

八 次に掲げる誓約書

イ 「略」

ロ 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特定特別子会社（上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

九 当該贈与の時ににおける当該第一種経営承継贈与者及びその親族（当該中小企業者の第一種経営承継贈与者からの贈与の時ににおいて、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該贈与の時ににおける当該第一種経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等

十・十一 「略」

3 法第十二条第一項の認定（前条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該

定する書類その他これらに類する書類

七 当該贈与の時から当該贈与に係る贈与認定申請基準日までの間において当該中小企業者が上場会社等（金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に上場若しくは登録の申請がされている株式又は金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に所在する若しくは備えられるものの上場若しくは登録若しくはこれらの申請がされている株式若しくは持分に係る会社を含む。以下同じ。）又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

八 次に掲げる誓約書

イ 「略」

ロ 当該贈与の時から当該贈与に係る贈与認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特定特別子会社（上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

九 当該贈与の時ににおける当該経営承継贈与者及びその親族（当該中小企業者の経営承継贈与者からの贈与の時ににおいて、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該贈与の時ににおける当該経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等

十・十一 「略」

3 法第十二条第一項の認定（前条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該



認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限に当該中小企業者の第一種経営承継相続人の相続が開始した場合にあつては、当該第一種経営承継相続人の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 当該相続に係る第一種相続認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し

二 当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前。以下この号において同じ。）、「当該相続の開始の時及び当該相続に係る第一種相続認定申請基準日」における当該中小企業者（当該被相続人又は当該第一種経営承継相続人）に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該相続の開始の直前及び当該相続の開始の時における当該中小企業者の定款の写し）

三 登記事項証明書（当該相続に係る第一種相続認定申請基準日以後に作成されたもの）に限り、当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該被相続人が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限（次条第三項の相続税申告期限をいう。）前に当該中小企業者の経営承継相続人の相続が開始した場合にあつては、当該経営承継相続人の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 当該相続に係る相続認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し

二 当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前。以下この号において同じ。）、「当該相続の開始の時及び当該相続に係る相続認定申請基準日」における当該中小企業者（当該被相続人又は当該経営承継相続人）に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該相続の開始の直前及び当該相続の開始の時における当該中小企業者の定款の写し）

三 登記事項証明書（当該相続に係る相続認定申請基準日以後に作成されたもの）に限り、当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該被相続人が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

四 当該第一種経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しその他の当該株式等の取得の事実を証する書類及び当該株式等に係る相続税の見込額を記載した書類

五 当該相続の開始の日及び当該相続に係る第一種相続認定申請基準日における当該中小企業者の従業員数証明書

六 当該中小企業者の当該相続に係る第一種相続認定申請基準事業年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該相続の開始の前三年以内に終了した各事業年度を含む。）の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

七 当該相続の開始の時から当該相続に係る第一種相続認定申請基準日までの間において当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

八 次に掲げる誓約書

イ 「略」

ロ 当該相続の開始の時から当該相続に係る第一種相続認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

九 当該相続の開始の時ににおける当該被相続人及びその親族（当該中小企業者の第一種経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時に、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有

四 当該経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しその他の当該株式等の取得の事実を証する書類及び当該株式等に係る相続税の見込額を記載した書類

五 当該相続の開始の日及び当該相続に係る相続認定申請基準日における当該中小企業者の従業員数証明書

六 当該中小企業者の当該相続に係る相続認定申請基準事業年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該相続の開始の前三年以内に終了した各事業年度を含む。）の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

七 当該相続の開始の時から当該相続に係る相続認定申請基準日までの間において当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

八 次に掲げる誓約書

イ 「略」

ロ 当該相続の開始の時から当該相続に係る相続認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

九 当該相続の開始の時ににおける当該被相続人及びその親族（当該中小企業者の経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時に、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親

する親族に限る。以下この号において同じ。)の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の時ににおける第一種経営承継相続人及びその親族の戸籍謄本等

十・十一 「略」

4 第二項の規定は、法第十二条第一項の認定(前条第一項第九号の事由に係るものに限る。)を受けようとする会社である中小企業者について準用する。この場合において「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「様式第七」とあるのは「様式第七の二」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種贈与認定申請基準日」と、「第一種贈与認定申請基準事業年度」とあるのは「第二種贈与認定申請基準事業年度」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定は、法第十二条第一項の認定(前条第一項第十号の事由に係るものに限る。)を受けようとする会社である中小企業者について準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と、「様式第八」とあるのは「様式第八の二」と、「第一種相続認定申請基準日」とあるのは「第二種相続認定申請基準日」と、「第一種相続認定申請基準事業年度」とあるのは「第二種相続認定申請基準事業年度」と読み替えるものとする。

6 法第十二条第一項の認定(前条第一項第十一号の事由に係るものに限る。)を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日(当該贈与に係る贈与税申告期限前に当該中小企業者の第一種特例経営承継贈与者の相続が開始した場合(当該贈与の日の属する年に

族に限る。以下この号において同じ。)の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の時ににおける経営承継相続人及びその親族の戸籍謄本等

十・十一 「略」

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

において当該第一種特例経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者が当該第一種特例経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあつては当該第一種特例経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該第一種特例経営承継受贈者の相続が開始した場合にあつては当該第一種特例経営承継受贈者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七の三による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し

二 当該贈与の直前（当該第一種特例経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該第一種特例経営承継贈与者が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前。以下この号において同じ。））、当該贈与の時及び当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日における当該中小企業者（当該第一種特例経営承継贈与者又は当該第一種特例経営承継受贈者に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む

- 以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該贈与の直前及び当該贈与の時における当該中小企業者の定款の写し）
- 三 登記事項証明書（当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日以後に作成されたものに限り、当該第一種特例経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該第一種特例経営承継贈与者が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）
- 四 当該第一種特例経営承継受贈者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類及び当該株式等に係る贈与税の見込額を記載した書類
- 五 当該贈与の時における当該中小企業者の従業員数証明書
- 六 当該中小企業者の当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準事業年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該贈与の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。）の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 七 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日までの間において当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 八 次に掲げる誓約書
- イ 当該贈与の時において、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

九 当該贈与の時における当該第一種特例経営承継贈与者及びその親族（当該中小企業者の第一種特例経営承継贈与者からの贈与の時において、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等をする親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該贈与の時における当該第一種特例経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等

十 第十七条第四項に規定する確認書（同条第一号に該当することを確認の事由とするもの限り、第十八条第一項又は第二項の変更の確認があつた場合にあつては、同条第七項の確認書を含む。次項において同じ。）

十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十一号の事由に係るものに限る。）の参考となる書類

7 法第十二条第一項の認定（前条第一項第十二号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限前に当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人の相続が開始した場合には、当該第一種特例経営承継相続人の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八の三による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出す

〔新設〕

るものとする。

- 一 当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し
- 二 当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前。以下この号において同じ。）当該相続の開始の時及び当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日における当該中小企業者（当該被相続人又は当該第一種特例経営承継相続人に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該相続の開始の直前及び当該相続の開始の時における当該中小企業者の定款の写し）
- 三 登記事項証明書（当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日以後に作成されたものに限り、当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該被相続人が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）
- 四 当該第一種特例経営承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しその他の当該株式等の取得の事実を証する書類及び当該株式等に係る相続税の見込額を記載した書類

- 五 当該相続の開始の日における当該中小企業者の従業員数証明書
- 六 当該中小企業者の当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準事業年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該相続の開始の日前三年以内に終了した各事業年度を含む。）の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 七 当該相続の開始の時から当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日までの間において当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 八 次に掲げる誓約書
- イ 当該相続の開始の時に、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書
- ロ 当該相続の開始の時から当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 九 当該相続の開始の時に、当該被相続人及びその親族（当該中小企業者の第一種特例経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時に、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の時に、当該第一種特例経営承継



相続人及びその親族の戸籍謄本等

十 第十七条第四項に規定する確認書（同条第一号に該当することを確認の事由とするもの限り、第十八条第一項又は第二項の変更の確認があつた場合にあつては、同条第七項の確認書を含む。次項において同じ。）

十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十二号の事由に係るものに限る。）の参考となる書類

8 第六項の規定は、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十三号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者について準用する。この場合において「第一種特例経営承継贈与者」とあるのは「第二種特例経営承継贈与者」と、「第一種特例経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と、「様式第七の三」とあるのは「様式第七の四」と、「第一種特例贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種特例贈与認定申請基準日」と、「第一種特例贈与認定申請基準事業年度」とあるのは「第二種特例贈与認定申請基準事業年度」と読み替えるものとする。

9 第七項の規定は、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十四号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者について準用する。この場合において「第一種特例経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と、「様式第八の三」とあるのは「様式第八の四」と、「第一種特例相続認定申請基準日」とあるのは「第二種特例相続認定申請基準日」と、「第一種特例相続認定申請基準事業年度」とあるのは「第二種特例相続認定申請基準事業年度」と読み替える

〔新設〕

〔新設〕

ものとする。

10| 都道府県知事は、前各項の申請を受けた場合において、法第十二条第一項の認定をしたときは様式第九による認定書を交付し、当該認定をしない旨の決定をしたときは様式第十により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

11| 経済産業大臣は、認定中小企業者（第九条第一項の認定中小企業者をいう。）、第一種特別贈与認定中小企業者（第九条第二項の第一種特別贈与認定中小企業者をいう。）、第一種特別相続認定中小企業者（第九条第三項の第一種特別相続認定中小企業者をいう。）、第二種特別贈与認定中小企業者（第九条第四項の第二種特別贈与認定中小企業者をいう。）、第二種特別相続認定中小企業者（第九条第五項の第二種特別相続認定中小企業者をいう。）、第一種特別贈与認定中小企業者（第九条第六項の第一種特別贈与認定中小企業者をいう。）、第一種特別相続認定中小企業者（第九条第七項の第一種特別相続認定中小企業者をいう。）、第二種特別贈与認定中小企業者（第九条第八項の第二種特別贈与認定中小企業者をいう。）及び第二種特別相続認定中小企業者（第九条第九項の第二種特別相続認定中小企業者をいう。）における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の認定書の交付を受けた認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることが

4| 都道府県知事は、前三項の申請を受けた場合において、法第十二条第一項の認定をしたときは様式第九による認定書を交付し、当該認定をしない旨の決定をしたときは様式第十により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

5| 経済産業大臣は、認定中小企業者（第九条第一項の認定中小企業者をいう。）、特別贈与認定中小企業者（第九条第二項の特別贈与認定中小企業者をいう。）及び特別相続認定中小企業者（第九条第三項の特別相続認定中小企業者をいう。）における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の認定書の交付を受けた認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

できる。

(認定の有効期限)

第八条 「略」

2 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号及び第十一号の事由に係るものに限る。)の有効期限は、同号の贈与に係る相続税法第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限(以下「贈与税申告期限」という。)の翌日から五年を経過する日とする。

3 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号及び第十二号の事由に係るものに限る。)の有効期限は、同号の相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限(以下「相続税申告期限」という。)の翌日から五年を経過する日とする。

4 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第九号の事由に係るものに限る。)の有効期限は、同号又の第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第一種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。

5 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十号の事由に係るものに限る。)の有効期限は、同号りの第一種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第一種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。

6 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十三号の事由に係るものに限る。)の有効期限は、当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十一号から第十四号

(認定の有効期限)

第八条 「略」

2 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。)の有効期限は、同号の贈与に係る相続税法第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限(以下「贈与税申告期限」という。)の翌日から五年を経過する日とする。

3 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。)の有効期限は、同号の相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限(以下「相続税申告期限」という。)の翌日から五年を経過する日とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

までの事由に係るものに限る。)に係る贈与又は相続若しくは遺贈の場合の区分に応じ、それぞれに定める日とする。

- 一 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十一号又は第十二号の事由に係るものに限る。)に係る贈与である場合 当該贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日
- 二 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。)に係る相続又は遺贈である場合 当該相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日

7 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十四号の事由に係るものに限る。)の有効期限は、当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。)に係る贈与又は相続若しくは遺贈の場合の区分に応じ、それぞれに定める日とする。

- 一 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。)に係る贈与である場合 当該贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日
- 二 法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。)に係る相続又は遺贈である場合 当該相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日

(認定の取消し)

第九条 都道府県知事は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものを除く。)を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)が、次に掲

〔新設〕

(認定の取消し)

第九条 都道府県知事は、法第十二条第一項の認定(第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものを除く。)を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)が、次に掲げるい

げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第一種特別贈与認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が死亡したこと。

二 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任したこと（その代表権を制限されたことを含む。以下この条において同じ。）。

三 第一種贈与雇用判定期間（当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号並びに第十三条の三第一項及び第二項において同じ。）の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間（当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者又は第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合（第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合には、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を都道府県知事に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合を除く。）における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始

ずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「特別贈与認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡したこと。

二 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任したこと（その代表権を制限されたことを含む。以下この条において同じ。）。

三 贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号並びに第十三条の三第一項及び第二項において同じ。）の末日又は臨時贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者又は経営承継贈与者の相続が開始した場合（経営承継贈与者の相続が開始した場にあつては、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を都道府県知事に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合を除く。）における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第一項に

の日の前日までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第一項において同じ。)の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日(第十二条第一項の第一種贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。)におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時ににおける常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。)を下回る数となったこと。

四 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者及び当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて有する当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該第一種特別贈与認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと(第八号に規定する第一種特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第三十一項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。)

五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該第一種経営承継受贈者が有する当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとな

において同じ。)の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日(第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。)におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時ににおける常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。)を下回る数となったこと。

四 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別贈与認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと(第八号に規定する特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。)

五 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継受贈者が有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと(第八号に規定す

ったこと（第八号に規定する第一種特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第三十一項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。

六 当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、その第一種経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式（租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式に限る。）の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。

七 当該第一種特別贈与認定中小企業者が持分会社である場合にあっては、その第一種経営承継受贈者が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。

八 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式等（当該第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。

）、当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の

る特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。

六 当該特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、その経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該特別贈与認定中小企業者の株式（租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式に限る。）の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。

七 当該特別贈与認定中小企業者が持分会社である場合にあっては、その経営承継受贈者が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。

八 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該特別贈与認定中小企業者の株式等（当該特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。））、当該特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受け

七の四第一項の規定の適用を受けている株式等（以下「第一種認定贈与株式」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該第一種特別贈与認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）の成立の日に、吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。）又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（第十項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種認定贈与株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「第一種特別贈与認定株式一部再贈与」という。）をしたことについて、第十二条第三十一項に基づく都道府県知事の確認を受けたときを除く。）。

九 当該第一種特別贈与認定中小企業者が会社法第八十一条第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を發行している場合にあつては、当該株式を当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者以外の者が有することとなったこと。

十 当該第一種特別贈与認定中小企業者が解散（合併により消滅する）している株式等（以下「認定贈与株式」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該特別贈与認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）の成立の日に、吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。）又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別贈与認定株式一部再贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けたときを除く。）。

十 当該第一種特別贈与認定中小企業者が解散（合併により消

十 当該特別贈与認定中小企業者が解散（合併により消滅する



滅する場合を除き、会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合を含む。以下同じ。）したこと。

十一 当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。

十二 当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているもの）の株式又は持分を特定資産から除いた場合であつても、資産保有型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。

十三 第一種贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているもの）の株式又は持分を特定資産から除いた場合であつても、資産運用型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。

十四 第一種贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額が零であつたこと。

十五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が

場合を除き、会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合を含む。以下同じ。）したこと。

十一 当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。

十二 当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているもの）の株式又は持分を特定資産から除いた場合であつても、資産保有型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。

十三 贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているもの）の株式又は持分を特定資産から除いた場合であつても、資産運用型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。

十四 贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額が零であつたこと。

十五 当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営

風俗営業会社に該当したことを。

十六・十七 「略」

十八 当該第一種特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十七條第一項又は第六百二十六條第一項の規定により資本金の額を減少したこと（減少する資本金の額の全部を準備金とする場合並びに同法第三百九條第二項第九号イ及びロに該当する場合を除く。以下同じ。）。

十九 当該第一種特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十八條第一項の規定により準備金の額を減少したこと（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合及び同法第四百四十九條第一項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。）。

二十 当該第一種特別贈与認定中小企業者が組織変更をした場合にあつては、当該組織変更に際して当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。

二十一 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継贈与者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者となつたこと。

二十二 当該認定の有効期限までに当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合にあつては、当該第一種特別贈与認定中小企業者が第十三條第一項の確認を受けていないこと。

二十三 当該第一種特別贈与認定中小企業者から第十四項の申請があつたこと。

3 都道府県知事は、法第十二條第一項の認定（第六條第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第一種特別相続認定中小企業者」という。）が、次に掲げるい

業会社に該当したことを。

十六・十七 「略」

十八 当該特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十七條第一項又は第六百二十六條第一項の規定により資本金の額を減少したこと（減少する資本金の額の全部を準備金とする場合並びに同法第三百九條第二項第九号イ及びロに該当する場合を除く。以下同じ。）。

十九 当該特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十八條第一項の規定により準備金の額を減少したこと（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合及び同法第四百四十九條第一項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。）。

二十 当該特別贈与認定中小企業者が組織変更をした場合にあつては、当該組織変更に際して当該特別贈与認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。

二十一 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者となつたこと。

二十二 当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合にあつては、当該特別贈与認定中小企業者が第十三條第一項の確認を受けていないこと。

二十三 当該特別贈与認定中小企業者から第五項の申請があつたこと。

3 都道府県知事は、法第十二條第一項の認定（第六條第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「特別相続認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれか

ずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が死亡したこと。

二 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任したこと。

三 第一種相続雇用判定期間（当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第五項において同じ。）の末日において、当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種相続報告基準日（第十二条第三項の第一種相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該第一種相続雇用判定期間内に存する当該第一種相続報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る相続の開始の時間における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時間における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数となったこと。

四 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人及び当該第一種経営承継相続人に係る同族関係者の有する当該第一種特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該第一種特別相続認定中小企業者の総株主等

に該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡したこと。

二 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任したこと。

三 相続雇用判定期間（当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第五項において同じ。）の末日において、当該相続雇用判定期間内に存する当該特別相続認定中小企業者の相続報告基準日（第十二条第三項の相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該相続雇用判定期間内に存する当該相続報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る相続の開始の時間における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時間における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数となったこと。

四 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者の有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別相続認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となつ

議決権数の百分の五十以下となったこと（第八号に規定する第一種特別相続認定株式一部贈与について第十二条第三十一項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。

五 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該第一種経営承継相続人が有する当該第一種特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと（第八号に規定する第一種特別相続認定株式一部贈与について第十二条第三十一項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。

六 当該第一種特別相続認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、その第一種経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該第一種特別相続認定中小企業者の株式（租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式に限る。）の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。

七 当該第一種特別相続認定中小企業者が持分会社である場合にあつては、その第一種経営承継相続人が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。

八 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該第一種特別相続認定中小企業者の株式等（当該第一種特別相続認定中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式

たこと（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。

五 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継相続人が有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。

六 当該特別相続認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、その経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該特別相続認定中小企業者の株式（租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式に限る。）の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。

七 当該特別相続認定中小企業者が持分会社である場合にあつては、その経営承継相続人が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。

八 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該特別相続認定中小企業者の株式等（当該特別相続認定中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。））、当該特別相続

を除く。）、当該第一種特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等の際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならぬ株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式等（以下「第一種認定相続株式」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該第一種特別相続認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社又は新設分割会社となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第十項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種認定相続株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「第一種特別相続認定株式一部贈与」という。）をしたことについて、第十二条第三十一項に基づく都道府県知事の確認を受けたときを除く。）。

九 当該第一種特別相続認定中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を發行している場合にあっては、当該株式を当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人以外の者が有することとなったこと。

十 当該第一種特別相続認定中小企業者が解散したこと。

認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等の際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならぬ株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式等（以下「認定相続株式」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該特別相続認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社又は新設分割会社となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の認定相続株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別相続認定株式一部贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けたときを除く。）。

九 当該特別相続認定中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を發行している場合にあっては、当該株式を当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人以外の者が有することとなったこと。

十 当該特別相続認定中小企業者が解散したこと。

十一 当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。

十二 当該第一種特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当したこと。

十三 第一種相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当したこと。

十四 第一種相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別相続認定中小企業者の総収入金額が零であったこと。

十五 当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当したこと。

十六・十七 「略」

十八 当該第一種特別相続認定中小企業者が会社法第四百四十七条第一項又は第六百二十六条第一項の規定により資本金の額を減少したこと。

十九 当該第一種特別相続認定中小企業者が会社法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額を減少したこと。

二十 当該第一種特別相続認定中小企業者が組織変更をした場合にあっては、当該組織変更に際して当該第一種特別相続認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。

二十一 当該第一種特別相続認定中小企業者から第五項の申請があったこと。

4|| 第二項の規定は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第九号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第二種特別贈与認定中小企業者」という。）について準用する

十一 当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。

十二 当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当したこと。

十三 相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当したこと。

十四 相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別相続認定中小企業者の総収入金額が零であったこと。

十五 当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当したこと。

十六・十七 「略」

十八 当該特別相続認定中小企業者が会社法第四百四十七条第一項又は第六百二十六条第一項の規定により資本金の額を減少したこと。

十九 当該特別相続認定中小企業者が会社法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額を減少したこと。

二十 当該特別相続認定中小企業者が組織変更をした場合にあっては、当該組織変更に際して当該特別相続認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。

二十一 当該特別相続認定中小企業者から第五項の申請があったこと。

〔新設〕

。この場合において、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六  
六条第一項第九号」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは  
「第二種経営承継受贈者」と、「第一種贈与雇用判定期間」と  
あるのは「第二種贈与雇用判定期間」と、「贈与税申告期限の  
翌日から当該認定の有効期限」とあるのは「当該第二種特別贈  
与認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の贈与税  
申告期限の翌日又は当該第二種特別贈与認定中小企業者の株式  
等に係る第一種経営承継相続の相続税申告期限の翌日から当該  
認定の有効期限」と、「第一種臨時贈与雇用判定期間」とある  
のは「第二種臨時贈与雇用判定期間」と、「第一種経営承継贈  
与者」とあるのは「第二種経営承継贈与者」と、「第十三条第  
二項」とあるのは「第十三条第三項の規定により読み替えられ  
た同条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第三項の  
規定により読み替えられた同条第一項」と、「当該贈与税申告  
期限の翌日」とあるのは「当該贈与税申告期限の翌日又は当該  
相続税申告期限の翌日」と、「第十三条の三第一項」とあるの  
は「第十三条の三第十三項の規定により読み替えられた同条第  
一項」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第二種贈与  
報告基準日」と、「(第十二条第一項)」とあるのは「(第十二  
条第十四項の規定により読み替えられた同条第一項)」と、「当  
該認定に係る贈与の時」とあるのは「当該認定に係る第一種経  
営承継贈与の時又は第一種経営承継相続の開始の時」と、「第  
一種特別贈与認定株式一部再贈与」とあるのは「第二種特別贈  
与認定株式一部再贈与」と、「第一種認定贈与株式」とあるの  
は「第二種認定贈与株式」と、「第十項各号」とあるのは「第  
十一項の規定により読み替えられた第十項各号」と、「第一種

贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種贈与認定申請基準日」と、「第十二条第一項、第五項及び第十一項」とあるのは「第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第一項、同条第十五項の規定により読み替えられた同条第三項、同条第十七項の規定により読み替えられた同条第五項及び第十一項」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えるものとする。

5

第三項の規定は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第二種特別相続認定中小企業者」という。）について準用する。この場合において、「第六条第一項第八号」とあるのは「第六条第一項第十号」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と、「第一種相続雇用判定期間」とあるのは「第二種相続雇用判定期間」と、「相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限」とあるのは「当該第二種特別相続認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継相続の贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特別相続認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継相続の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限」と、「第十三条の三第五項」とあるのは「第十三条の三第十四項」と、「第一種相続報告基準日（第十二条第三項の第一種相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）」とあるのは「第二種贈与報告基準日（第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第一項の第二種贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。）」又は「第二種相続報告基準日（第十二条第十五項の規定により読み替えられた同条第三項の第二種相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）」

〔新設〕



と、「当該第一種相続報告基準日」とあるのは「当該第二種贈与報告基準日又は当該第二種相続報告基準日」と、「当該認定に係る相続の開始の時」とあるのは「当該認定に係る第一種経営承継贈与の時又は第一種経営承継相続の開始の時」と、「第一種特別相続認定株式一部贈与」とあるのは「第二種特別相続認定株式一部贈与」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第二種認定相続株式」と、「第十項各号」とあるのは「第十一項の規定により読み替えられた第十項各号」と、「第十二条第三項及び第七項」とあるのは「第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第三項、同条第十五項の規定により読み替えられた同条第三項、同条第十七項の規定により読み替えられた同条第五項及び第十一項」と読み替えるものとする。

6

第二項の規定（第三号を除く。）は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第一種特別贈与認定中小企業者」という。）について準用する。この場合において、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第十一号」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特別経営承継受贈者」と、「第一種特別贈与認定株式一部再贈与」とあるのは「第一種特別贈与認定株式一部再贈与」と、「第七十条の七第一項」とあるのは「第七十条の七の五第一項」と、「第七十条の七の四第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第一種特別認定贈与株式」と、「第十項各号」とあるのは「第十二項の規定により読み替えられた第十項各号」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第一種特別贈与認定申請基準日」と、「第十二条第一項、第五項

〔新設〕

及び第十一項」とあるのは「第十二条第十九項の規定により読み替えられた同条第一項、第五項及び第十一項」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特例経営承継贈与者」と「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第四項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えるものとする。

7|| 第三項の規定（第三号を除く。）は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第一種特例相続認定中小企業者」という。）について準用する。この場合において、「第六条第一項第八号」とあるのは「第六条第一項第十二号」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特例経営承継相続人」と、「第一種特別相続認定株式一部贈与」とあるのは「第一種特例相続認定株式一部贈与」と、「第七十条の七の二第一項」とあるのは「第七十条の七の六第一項」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第一種特例認定相続株式」と、「第十項各号」とあるのは「第十二項の規定により読み替えられた第十項各号」と、「第十二条第三項及び第七項」とあるのは「第十二条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項並びに同条第十八項の規定により読み替えられた同条第三項及び第七項」と読み替えるものとする。

8|| 第二項の規定（第三号を除く。）は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十三号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第二種特例贈与認定中小企業者」という。）について準用する。この場合において、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第十三号」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特例贈与認定中小企

〔新設〕

〔新設〕

業者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特別  
経営承継受贈者」と、「第一種特別贈与認定株式一部再贈与」  
とあるのは「第二種特別贈与認定株式一部再贈与」と、「第七  
十条の七第一項」とあるのは「第七十条の七の五第一項」と、  
「第七十条の七の四第一項」とあるのは「第七十条の七の八第  
一項」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種特別認  
定贈与株式」と、「第十項各号」とあるのは「第十三項の規定  
により読み替えられた第十項各号」と、「第一種贈与認定申請  
基準日」とあるのは「第二種特別贈与認定申請基準日」と、「  
第十二条第一項、第五項及び第十一項」とあるのは「第十二条  
第二十二項の規定により読み替えられた同条第一項、同条第二  
十三項の規定により読み替えられた同条第三項、同条第二十四  
項の規定により読み替えられた同条第五項及び第十一項」と、  
「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特別経営承継贈  
与者」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第五項の  
規定により読み替えられる同条第一項」と読み替えるものとす  
る。

9|| 第三項の規定（第三号を除く。）は、法第十二条第一項の認  
定（第六条第一項第十四号の事由に係るものに限る。）を受け  
た中小企業者（以下「第二種特別相続認定中小企業者」とい  
う。）について準用する。この場合において、「第六条第一項第  
八号」とあるのは「第六条第一項第十四号」と、「第一種特別  
相続認定中小企業者」とあるのは「第二種特別相続認定中小企  
業者」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特別  
経営承継相続人」と、「第一種特別相続認定株式一部贈与」と  
あるのは「第二種特別相続認定株式一部贈与」と、「第七十条

〔新設〕

の七の二第一項」とあるのは「第七十条の七の六第一項」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第二種特別認定相続株式」と、「第十項各号」とあるのは「第十三項の規定により読み替えられた第十項各号」と、「第一種相続認定申請基準日」とあるのは「第二種特別相続認定申請基準日」と、「第十二条第三項及び第七項」とあるのは「第十二条第二十二項の規定により読み替えられた同条第一項、同条第二十三項の規定により読み替えられた同条第三項及び同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第七項」と読み替えるものとする。

10 第一種特別贈与認定中小企業者又は第一種特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けた後、その第一種経営承継受贈者又は第一種経営承継相続人が次に掲げるいずれかに該当するに至った場合（当該第一種経営承継受贈者又は当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別贈与認定中小企業者又は当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合において、当該第一種経営承継受贈者又は当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別贈与認定中小企業者又は当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種認定贈与株式又は第一種認定相続株式の全部について法第十二条第一項の認定に係る贈与をした場合を除く。）であつて、その旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、当該第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合若しくは当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継贈与者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者となつた場合又は当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代

4 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が次に掲げるいずれかに該当するに至った場合（当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者又は当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合において、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者又は当該特別相続認定中小企業者の認定贈与株式又は認定相続株式の全部について法第十二条第一項の認定に係る贈与をした場合を除く。）であつて、その旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合若しくは当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者となつた場合又は当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合であつても、第二項第二号若しくは第二十一号又は前項第二号に該当しないものとみなす。ただし、民事再生法（平成十

表者を退任した場合であっても、第二項第二号若しくは第二十一号又は第三項第二号に該当しないものとみなす。ただし、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十四条第二項又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第四十二条第一項の規定による管財人を選任する旨の裁判所の決定が確定した場合は、この限りでない。

一〇四 「略」

11 前項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者又は第二種特別相続認定中小企業者について準用する。この場合において、

「第六条第一項第七号又は第八号」とあるのは「第六条第一項第九号又は第十号」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種認定贈与株式」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第二種認定相続株式」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種経営承継贈与者」と、「第二項第二号」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた第二項第二号」と、「第三項第二号」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた第三項第二号」と読み替えるものとする。

12 第十項の規定は、第一種特別贈与認定中小企業者又は第一種特別相続認定中小企業者について準用する。この場合において

「第六条第一項第七号又は第八号」とあるのは「第六条第一項第十一号又は第十二号」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特別経営承継受贈者」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特別経営承継相続人」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第一種特別認定贈与株式」と、「

一年法律第二百二十五号）第六十四条第二項又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第四十二条第一項の規定による管財人を選任する旨の裁判所の決定が確定した場合は、この限りでない。

一〇四 「略」

〔新設〕

〔新設〕

「第一種認定相続株式」とあるのは「第一種特別認定相続株式」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特別経営承継贈与者」と、「第二項第二号」とあるのは「第六項の規定により読み替えられた第二項第二号」と、「第三項第二号」とあるのは「第七項の規定により読み替えられた第三項第二号」と読み替えるものとする。

13| 第十項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者又は第二種特別相続認定中小企業者について準用する。この場合において「第六条第一項第七号又は第八号」とあるのは「第六条第一項第十三号又は第十四号」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特別経営承継受贈者」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特別経営承継相続人」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種特別認定贈与株式」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第二種特別認定相続株式」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特別経営承継贈与者」と、「第二項第二号」とあるのは「第八項の規定により読み替えられた第二項第二号」と、「第三項第二号」とあるのは「第九項の規定により読み替えられた第三項第二号」と読み替えるものとする。

14| 認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者又は第二種特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定の取消しを受けようとするときは、様式第十の二による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出

〔新設〕

5| 認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定の取消しを受けようとするときは、様式第十の二による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

するものとする。

15| 都道府県知事は、第一項から第九項までの規定により認定を取り消したときは、様式第十の三により当該認定を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

16| 経済産業大臣は、認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により通知された認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(合併があつた場合の認定の承継)

第十条 第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、吸収合併がその効力を生ずる日又は新設合併設立会社の成立の日(以下「合併効力発生日等」という。)に次に掲げるいずれにも該当することについて第十二条第三十一項の確認を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみ

6| 都道府県知事は、第一項から第三項までの規定により認定を取り消したときは、様式第十の三により当該認定を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

7| 経済産業大臣は、認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により通知された認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(合併があつた場合の認定の承継)

第十条 特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、吸収合併がその効力を生ずる日又は新設合併設立会社の成立の日(以下「合併効力発生日等」という。)に次に掲げるいずれにも該当することについて第十二条第十四項の確認を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

なす。

一 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該吸収合併存続会社等の代表者（代表権を制限されている者を除く。次項第一号並びに次条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）であること。

二 当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産（当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該第一種経営承継受贈者以外の株主であつて合併に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

三 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が、当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該第一種経営承継受贈者が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

#### 四〇六 「略」

2 第一種特別相続認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、合併効力発生日等に次に掲げるいずれにも該当することについて第十二条第三十一項の確認を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、第一種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

一 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続

一 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該吸収合併存続会社等の代表者（代表権を制限されている者を除く。次項第一号並びに次条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）であること。

二 当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産（当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継受贈者以外の株主であつて合併に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

三 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継受贈者が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

#### 四〇六 「略」

2 特別相続認定中小企業者が合併により消滅したときは、当該認定は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等が、合併効力発生日等に次に掲げるいずれにも該当することについて第十二条第十四項の確認を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

一 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該吸収



人が当該吸収合併存続会社等の代表者であること。

二 当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産（当該第一種特別相続認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該第一種経営承継相続人以外の株主であつて合併に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

三 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が、当該第一種経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該第一種経営承継相続人が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

四〇六 「略」

3 第一項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第二種特別相続認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特別経営承継受贈者」と

合併存続会社等の代表者であること。

二 当該吸収合併存続会社等の株式等以外の財産（当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継相続人以外の株主であつて合併に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

三 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が、当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該吸収合併存続会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継相続人が有する当該吸収合併存続会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

四〇六 「略」

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

読み替えるものとする。

6 第二項の規定は、第一種特例相続認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

8 第二項の規定は、第二種特例相続認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

9 第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者又は第二種特例相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものに限る。）を受けた後、その第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人が前条第十項各号（前条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）のいずれかに該当していた場合であつて、その旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、当該第一種経営承継受贈

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

3 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が前条第四項各号のいずれかに該当していた場合であつて、その旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が吸収合併存続会社等の代表者でない場合（その代表権を制限されている者である場合を含む。）であつても、第一項第一号又は前項第一号に該当するものとみなす。

者、当該第一種経営承継相続人、当該第二種経営承継受贈者、当該第二種経営承継相続人、当該第一種特別例経営承継受贈者、当該第一種特別例経営承継相続人、当該第二種特別例経営承継受贈者又は当該第二種特別例経営承継相続人が吸収合併存続会社等の代表者でない場合（その代表権を制限されている者である場合を含む。）であっても、第一項第一号又は第二項第一号（第三項から前項までの規定により準用される場合を含む。）に該当するものとみなす。

10) 吸収合併存続会社等が第一項ただし書の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における前条第二項第三号の規定の適用については、「贈与の時における常時使用する従業員の数」とあるのは、「贈与の時における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該第一種特別贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前第一種特別贈与認定中小企業者（次条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をい

4) 吸収合併存続会社等が第一項ただし書の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において、前条第二項第三号の規定の適用については、「贈与の時における常時使用する従業員の数」とあるのは、「贈与の時における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特別贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前特別贈与認定中小企業者（次条第一項ただし書の規定による地位の承継前の特別贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別贈与認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会

い、合併前第一種特別贈与認定中小企業者を除く。)の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

11| 吸収合併存続会社等が第二項ただし書の規定により第一種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における前条第三項第三号の規定の適用については「相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数」とあるのは「相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該第一種特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社(会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前第一種特別相続認定中小企業者(次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者をいう。第二十条第四項及び第五項において同じ。)を除く。)の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前第一種特別相続認定中小企業者を除く。)の新設合併

社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

5| 吸収合併存続会社等が第二項ただし書の規定により特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において、前条第三項第三号の規定の適用については「相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数」とあるのは「相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社(会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者(次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。)を除く。)の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者を除く。)の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合

設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と、第六条第三項の規定による読替え後の前条第三項第三号の規定の適用については「被相続人からの贈与の時ににおける常時使用する従業員の数」とあるのは「被相続人からの贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該第一種特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前第一種特別相続認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前第一種特別相続認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する常時使用する従業員の数に当該時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を、それ

併設立会社の成立の日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と、第六条第三項の規定による読替え後の前条第三項第三号の規定の適用については「被相続人からの贈与の時ににおける常時使用する従業員の数」とあるのは「被相続人からの贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特別相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の特別相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前特別相続認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

それ加えた数」と読み替えるものとする。

12| 第十項の規定は、吸収合併存続会社等が第三項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定により第二種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において準用する。この場合において、「前条第二項第三号の規定」とあるのは「前条第四項の規定により読み替えられた同条第二項第三号の規定」と、「贈与の時ににおける常時使用する従業員の数」とあるのは「第一種経営承継贈与の時又は第一種経営承継相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数」と、「合併前第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「合併前第二種特別贈与認定中小企業者」と、「次条第一項ただし書の規定」とあるのは「次条第三項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種贈与雇用判定期間」と、「第一種臨時贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種臨時贈与雇用判定期間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第二種贈与報告基準日又は第二種相続報告基準日」と読み替えるものとする。

13| 第十一項の規定（第六条第六項及び前条第三項第三号に係る部分を除く。）は、吸収合併存続会社等が第四項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定により第二種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において準用する。この場合において、「前条第三項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第三号」と、「合併前第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「合併前第二種特別相続認定中小企業者」と、「次条第二項ただし書の規定」とあるのは「次条第四項の規定により読み替え

〔新設〕

〔新設〕

られた同条第二項ただし書の規定」と、「第一種相続雇用判定期間」とあるのは「第二種相続雇用判定期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第二種贈与報告基準日又は第二種相続報告基準日」と読み替えるものとする。

(株式交換等があつた場合の認定の承継)

第十一条 第九条第二項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換がその効力を生ずる日又は株式移転設立完全親会社の成立の日(以下「株式交換効力発生日等」という。)に次に掲げるいづれにも該当することについて次条第三十一項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

一 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該株式交換完全親会社等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者であること。

二 当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産(当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該第一種経営承継受贈者以外の株主であつて株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されていないこと。

三 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が、当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせ

(株式交換等があつた場合の認定の承継)

第十一条 第九条第二項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換がその効力を生ずる日又は株式移転設立完全親会社の成立の日(以下「株式交換効力発生日等」という。)に次に掲げるいづれにも該当することについて次条第十四項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

一 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該株式交換完全親会社等及び当該特別贈与認定中小企業者の代表者であること。

二 当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産(当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継受贈者以外の株主であつて株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されていないこと。

三 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全

て当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該第一種経営承継受贈者が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

#### 四〇六 「略」

2 第九条第三項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、第一種特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換効力発生日等に次に掲げるいずれにも該当することについて次条第三十一項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、第一種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

一 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が当該株式交換完全親会社等及び当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者であること。

二 当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産（当該第一種特別相続認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該第一種経営承継相続人以外の株主であつて株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

三 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が、当該第一種経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該第一種経営承継相

親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継受贈者が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

#### 四〇六 「略」

2 第九条第三項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換効力発生日等に次に掲げるいずれにも該当することについて次条第十四項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

一 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該株式交換完全親会社等及び当該特別相続認定中小企業者の代表者であること。

二 当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産（当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該経営承継相続人以外の株主であつて株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

三 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が、当該経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該経営承継相続人が有する当該株式交換



続人が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

四〇六 「略」

3 第一項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者が株式交換

等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合について準用する。この場合において「第九条第二項」とあるのは、「

第九条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と、

「第一種経営承継受贈者」は「第二種経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第二種特別相続認定中小企業者が株式交換

等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合について準用する。この場合において「第九条第三項」とあるのは、「

第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項」と、

「第一種経営承継相続人」は「第二種経営承継相続人」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換

等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合について準用する。この場合において「第九条第二項」とあるのは、「

第九条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、

「第一種経営承継受贈者」は「第一種特別経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

6 第二項の規定は、第一種特別相続認定中小企業者が株式交換

等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合について準用する。この場合において「第九条第三項」とあるのは、「

第九条第七項の規定により読み替えられた同条第三項」と、

完全親会社等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

四〇六 「略」

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

「第一種経営承継相続人」は「第一種特別例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合について準用する。この場合において「第九条第二項」とあるのは、「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継受贈者」は「第二種特別例経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

8 第二項の規定は、第二種特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合について準用する。この場合において「第九条第三項」とあるのは、「第九条第九項の規定により読み替えられた同条第三項」と、「第一種経営承継相続人」は「第二種特別例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

9 第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者又は第二種特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものに限る。）を受けた後、その第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特別例経営承継受贈者、第一種特別例経営承継相続人、第二種特別例経営承継受贈者又は第二種特別例経営承継相続人が第九条第十項各号（前条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）のいずれかに該当していた場合であって、その旨を証する

〔新設〕

〔新設〕

3 特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けた後、その経営承継受贈者又は経営承継相続人が第九条第四項各号のいずれかに該当していた場合であって、その旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、当該経営承継受贈者若しくは当該経営承継相続人が株式交換完全親会社等又は当該特別贈与認定中小企業者若しくは当該特別相続認定中小企業者の代表者でない場合（その代表権を制限されている者である場合を含む。）であっても、第一項第一号又は前項第一号に該当するものとみなす。



第九條第二 項第三号	常時使用する従業員の数の合計	十二条において同じ。)の代表者を退任
第九條第二 項第八号	全部又は一部を譲渡したこと	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計
第九條第二 項第二十一	当該第一種特別贈与認定中小企業者又は株式交換完全子会社等の代	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計
		当該認定に係る贈与の時ににおける株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を加えた数

第九條第二 項第三号	常時使用する従業員の数の合計	て同じ。)の代表者を退任
第九條第二 項第八号	全部又は一部を譲渡したこと	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計
第九條第二 項第二十一	当該特別贈与認定中小	当該特別贈与認定中小企業者又は株式交換完全子会社等の代表者
		当該認定に係る贈与の時ににおける株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を加えた数



<p>の下欄口及び同表の第三号の下欄口並びに第十一項第二号</p>	<p>第十二条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号、第三号及び第五号</p> <p>当該第一種特別贈与認定中小企業者</p>	<p>当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式会社交換完全子会社等</p>
<p>の下欄口及び同表の第三号の下欄口並びに第十一項第二号</p>	<p>第十二条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号、第三号及び第五号</p> <p>当該特別贈与認定中小企業者</p>	<p>当該特別贈与認定中小企業者及び株式会社交換完全子会社等</p>

号	第十二条第二項第二号、第六項第二号及び第十二項第二号	登記事項証明書	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式会社等の登記事項証明書
---	----------------------------	---------	---------------------------------

11 株式会社交換完全親会社等が第二項の規定により第一種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九條第三項第二号	当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任	当該第一種特別相続認定中小企業者又は株式会社等（第十一条第二項の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者に限る。以下この条及び第十二条において同じ。）の代表者を退任
第九條第三項第三号	常時使用する従業員の数の合計	当該第一種特別相続認定中小企業者及び株式会社等の常時使用する従業員の数の合計
	当該認定に係る相続の	当該認定に係る相続の開始の時ににおける株式会社等の常

号	第十二条第二項第二号、第六項第二号及び第十二項第二号	登記事項証明書	当該特別贈与認定中小企業者及び株式会社等の登記事項証明書
---	----------------------------	---------	------------------------------

5 株式会社交換完全親会社等が第二項の規定により特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九條第三項第二号	当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任	当該特別相続認定中小企業者又は株式会社等（第十一条第二項の規定による地位の承継前の特別相続認定中小企業者に限る。以下この条及び第十二条において同じ。）の代表者を退任
第九條第三項第三号	常時使用する従業員の数の合計	当該特別相続認定中小企業者及び株式会社等の常時使用する従業員の数の合計
	当該認定に係る相続の	当該認定に係る相続の開始の時ににおける株式会社等の常

<p>開始の時に おける常時 使用する従 業員の数</p>	<p>第六条第三 項の規定に よる読替え 後の第九条 第三項第三 号</p>	<p>常時使用する 従業員の 数の合計</p>	<p>当該第一種 特別相続認 定中小企業 者の第一種 経営承継相 続人の被相 続人からの 贈与の時に おける常時</p>	<p>時使用する従業員の数に当該第一種特別相続認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から第一種相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を加えた数</p>	<p>当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人の被相続人からの贈与の時ににおける株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該第一種特別相続認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から第一種相続雇用判定</p>
---	--	---------------------------------	--	---	---

<p>開始の時に おける常時 使用する従 業員の数</p>	<p>第六条第三 項の規定に よる読替え 後の第九条 第三項第三 号</p>	<p>常時使用する 従業員の 数の合計</p>	<p>当該特別相 続認定中小 企業者の経 営承継相続 人の被相続 人からの贈 与の時に おける常時 使用する従 業</p>	<p>時使用する従業員の数に当該特別相続認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を加えた数</p>	<p>当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の被相続人からの贈与の時ににおける株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別相続認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から相続雇用判定期間の末日までの期間内に</p>
---	--	---------------------------------	---	--	---



	使用する従業員の数	期間の末日までの期間内に存する第一種相続報告基準日の数を乗じてこれを第一種相続雇用判定期間内に存する第一種相続報告基準日の数で除して計算した数を加えた数
第九條第三項第八号	全部又は一部を譲渡したこと	全部若しくは一部を譲渡し又は当該第一種特別相続認定中小企業者が株式交換完全子会社等の株式の全部若しくは一部を譲渡したこと
第九條第十項	当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任	当該第一種特別相続認定中小企業者若しくは株式交換完全子会社等の代表者を退任
第十二條第三項第一号並びに第七項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及び	代表者	当該第一種特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の代表者
第十二條第三項第二号	常時使用する従業員の	当該第一種特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常

	員の数	存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を加えた数
第九條第三項第八号	全部又は一部を譲渡したこと	全部若しくは一部を譲渡し又は当該特別相続認定中小企業者が株式交換完全子会社等の株式の全部若しくは一部を譲渡したこと
第九條第四項	当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任	当該特別相続認定中小企業者若しくは株式交換完全子会社等の代表者を退任
第十二條第三項第一号並びに第七項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及び	代表者	当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の代表者
第十二條第三項第二号	常時使用する従業員の	当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用

<p>並びに第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ</p>	<p>並びに第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ</p>	<p>時使用する従業員の数の合計数</p>
<p>第十二条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで</p>	<p>当該第一種特別相続認定中小企業者</p>	<p>当該第一種特別相続認定中小企業者及び株式会社等</p>
<p>第十二条第四項第二号及び第八項第二号</p>	<p>登記事項証明書</p>	<p>当該第一種特別相続認定中小企業者及び株式会社等の登記事項証明書</p>

<p>並びに第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ</p>	<p>並びに第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ</p>	<p>する従業員の数の合計数</p>
<p>第十二条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで</p>	<p>当該特別相続認定中小企業者</p>	<p>当該特別相続認定中小企業者及び株式会社等</p>
<p>第十二条第四項第二号及び第八項第二号</p>	<p>登記事項証明書</p>	<p>当該特別相続認定中小企業者及び株式会社等の登記事項証明書</p>

第十項の規定は、株式交換完全親会社等が第一項の規定により第二種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合について準用する。この場合において「第九条第二項第二号」とあるのは「第九条第四項の規定により読み替えられた同条第二項第二号」と、「第九條第四項の規定により読み替えられた同条第二項第三号」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種贈与雇用判定期間」と、「第一種臨時贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種臨時贈与雇用判定期間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第二種贈与報告基準日」と、「第九條第二項第八号」とあるのは「第九條第四項の規定により読み替えられた同条第二項第八号」と、「第九條第二項第二十一号」とあるのは「第九條第四項の規定により読み替えられた同条第二項第二十一号」と、「第九條第十項」とあるのは「第九條第十一項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第十二條第一項第一号、第五項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及び並びに第十一項第一号」とあるのは「第十二條第十四項の規定により読み替えられた同条第一項第一号、同条第十六項の規定により読み替えられた第五項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及び並びに第十一項第一号」と、「第十二條第一項第二号、第五項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第十一項第二号」とあるのは「第十二條第十四項の規定により読み替えられた同条第一項第二号、同条第十六項の規定により読み替えられた同条第五項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第十一項

〔新設〕

「第二号」と、「第十二条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号、第三号及び第五号」とあるのは「第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、同条第十六項の規定により読み替えられた同条第五項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号、第三号及び第五号」と、「第十二条第二号」とあるのは「第十二条第十四項の規定により読み替えられた同条第二項第二号、同条第十六項の規定により読み替えられた同条第六項第二号及び第十二項第二号」と読み替えるものとする。

13]

第十一項の規定は、株式交換完全親会社等が第二項の規定により第二種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合について準用する。この場合において「第九条第三項第二号」とあるのは「第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第二号」と、「第九条第三項第三号」とあるのは「第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第三号」と、「第一種相続雇用判定期間」とあるのは「第二種相続雇用判定」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第二種相続報告基準日」と、「第六条第三項の規定による読み替え後の第九条第三項第三号」とあるのは「第六条第六項の規定により読み替えられた同条第三項の規定による読み替え後の第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第三号」と、「第

〔新設〕

九条第三項第八号」とあるのは「九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第八号」と、「九条第十項」とあるのは「九条第十一項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第十二条第三項第一号並びに第七項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及びリ」とあるのは「第十二条第十五項の規定により読み替えられた同条第三項第一号並びに同条第十七項の規定により読み替えられた同条第七項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及びリ」と、「第十二条第三項第二号並びに第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ」とあるのは「第十二条第一五項の規定により読み替えられた同条第三項第二号並びに同条第十七項の規定により読み替えられた同条第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ」と、「第十二条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十二条第十五項の規定により読み替えられた同条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、同条第十七項の規定により読み替えられた同条第七項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」と、「第十二条第四項第二号及び第八項第二号」とあるのは「第十二条第十五項の規定により読み替えられた同条第四項第二号及び同条第十七項の規定により読み替えられた同条第八項第二号」と読み替えるものとする。

14| 第十項の規定は、株式交換完全親会社等が第一項の規定により第一種特例贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみ

〔新設〕

なされた場合について準用する。この場合において「第九条第二項第二号」とあるのは「第九条第六項の規定により読み替えられた同条第二項第二号」と、「第九条第二項第八号」とあるのは「第九条第六項の規定により読み替えられた同条第二項第八号」と、「第九条第二項第二十一号」とあるのは「第九条第六項の規定により読み替えられた同条第二項第二十一号」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十二項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第十二条第一項第一号、第五項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及び並びに第十一項第一号」とあるのは「第十二条第一項第二号、第五項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第十一項第二号」と、「第十二条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号、第三号及び第五号」とあるのは「第十二条第十九項の規定により読み替えられた同条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号、第三号及び第五号」と、「第十二条第二項第二号、第六項第二号及び第十二項第二号」とあるのは「

第十二条第十九項の規定により読み替えられた同条第二項第二号、第六項第二号及び第十二項第二号」と読み替えるものとする。

15) 第十一項の規定は、株式交換完全親会社等が第二項の規定により第一種特例相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合について準用する。この場合において「第九条第三項第二号」とあるのは「第九条第七項の規定により読み替えられた同条第三項第二号」と、「第九条第三項第八号」とあるのは「第九条第七項の規定により読み替えられた同条第三項第八号」と、「第九号第十項」とあるのは「第九号第十二項の第一号並びに第七項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及びビ」とあるのは「第十二条第二十項の規定により読み替えられた同条第三項第一号並びに第七項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄ロ」と、「第十二条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ並びに同表の第三号の下欄ハ並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十二条第二十項の規定により読み替えられた同条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」と、「第十二条第四項第二号及び第八項第二号」とあるのは「

〔新設〕

第十二条第二十項の規定により読み替えられた第四項第二号及び第八項第二号」と読み替えるものとする。

16

第十項の規定は、株式交換完全親会社等が第一項の規定により第二種特例贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合について準用する。この場合において「第九条第二項第二号」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項第二号」と、「第九条第二項第八号」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項第八号」と、「第九条第二項第二十一号」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項第二十一号」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第十二条第一項第一号、第五項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及びびり並びに第十一項第一号」とあるのは「第十二条第二項第一号、第五項の表の第二号の下欄イ及びびり並びに第十一項第一号」と、「第十二条第二十四項の規定により読み替えられた同条第五項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第十一項第二号」と、「第十二条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号、第三号及び第五号」とあるのは「第

〔新設〕



十二条第二十二項の規定により読み替えられた同条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、同条第二十四項の規定により読み替えられた同条第五項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号及び第三号から第五号まで」と、「第十二条第二項第二号、第六項第二号及び第十二項第二号」とあるのは「第十二条第二十二項の規定により読み替えられた同条第二項第二号、同条第二十四項の規定により読み替えられた同条第六項第二号及び第十二項第二号」と読み替えるものとする。

17

第十一項の規定は、株式交換完全親会社等が第二項の規定により第二種特例相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合について準用する。この場合において「第九条第三項第二号」とあるのは「第九条第九項の規定により読み替えられた同条第三項第二号」と、「第九条第三項第八号」とあるのは「第九条第九項の規定により読み替えられた同条第三項第八号」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第十二条第三項第一号並びに第七項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及びリ」とあるのは「第十二条第二十三項の規定により読み替えられた同条第三項第一号並びに同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第七項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及びリ」と、「第十二条第三項第二号並びに第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ」とあるのは「第十二条第二十三項の規定により読み替えられた同条第三項第二号並びに同条第二十五項の規定により読み替

〔新設〕

えられた同条第七項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口」と、「第十二条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十二条第二十三項の規定により読み替えられた同条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第七項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」と、「第十二条第四項第二号及び第八項第二号」とあるのは「第十二条第二十三項の規定により読み替えられた同条第四項第二号及び同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第八項第二号」と読み替えるものとする。

(報告)

第十二条 第一種特別贈与認定中小企業者は、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限から五年間、当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過することの日（以下「第一種贈与報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 第一種贈与報告基準期間（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日（これに当たる日がないときは、第一種贈与認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

二 当該第一種贈与報告基準日における常時使用する従業員の

(報告)

第十二条 特別贈与認定中小企業者は、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限から五年間、当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過することの日（以下「贈与報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 贈与報告基準期間（当該贈与報告基準日の属する年の前年の贈与報告基準日（これに当たる日がないときは、贈与認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

二 当該贈与報告基準日における常時使用する従業員の数

数

- 三 第一種贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
  - 四 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
  - 五 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。
  - 六 第一種贈与報告基準事業年度（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。
  - 七 第一種贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額
  - 八 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。
- 2 前項の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十一による報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
- 一 第一種贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の定款の写し
  - 二 登記事項証明書（第一種贈与報告基準日以後に作成された

- 三 贈与報告基準期間における当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数
  - 四 贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
  - 五 贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。
  - 六 贈与報告基準事業年度（当該贈与報告基準日の属する年の前年の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。
  - 七 贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額
  - 八 贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。
- 2 前項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十一による報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
- 一 贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の定款の写し
  - 二 登記事項証明書（贈与報告基準日以後に作成されたものに

ものに限る。)

三 当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、第一種贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

四 第一種贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の従業員数証明書

五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関する参考となる書類

3 第一種特別相続認定中小企業者は、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限から五年間、当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日(以下「第一種相続報告基準日」という。)の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

一 第一種相続報告基準期間(当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日(これに当たる日がないときは、第一種相続認定申請基準日。以下同じ。))の翌日から当該第一種相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。

限る。)

三 当該特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

四 贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の従業員数証明書

五 当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七 贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関する参考となる書類

3 特別相続認定中小企業者は、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限から五年間、当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日(以下「相続報告基準日」という。)の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

一 相続報告基準期間(当該相続報告基準日の属する年の前年の相続報告基準日(これに当たる日がないときは、相続認定申請基準日。以下同じ。))の翌日から当該相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。)における代表者の氏名

（）における代表者の氏名

二 当該第一種相続報告基準日における常時使用する従業員の数

三 第一種相続報告基準期間における当該第一種特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

四 第一種相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

五 第一種相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

六 第一種相続報告基準事業年度（当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該第一種特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

七 第一種相続報告基準事業年度における当該第一種特別相続認定中小企業者の総収入金額

八 第一種相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

4 前項の報告をしようとする第一種特別相続認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 第一種相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中

二 当該相続報告基準日における常時使用する従業員の数

三 相続報告基準期間における当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

四 相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

五 相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

六 相続報告基準事業年度（当該相続報告基準日の属する年の前年の相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

七 相続報告基準事業年度における当該特別相続認定中小企業者の総収入金額

八 相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

4 前項の報告をしようとする特別相続認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 相続報告基準日における当該特別相続認定中小企業者の定

小企業者の定款の写し

二 登記事項証明書（第一種相統報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三 当該第一種特別相統認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、第一種相統報告基準日における当該第一種特別相統認定中小企業者の株主名簿の写し

四 第一種相統報告基準日における当該第一種特別相統認定中小企業者の従業員数証明書

五 当該第一種特別相統認定中小企業者の第一種相統報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 第一種相統報告基準期間において、当該第一種特別相統認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七 第一種相統報告基準期間において、当該第一種特別相統認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関する参考となる書類

5 第一項の規定にかかわらず、第一種特別贈与認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「第一種随時贈与報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する

款の写し

二 登記事項証明書（相統報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三 当該特別相統認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、相統報告基準日における当該特別相統認定中小企業者の株主名簿の写し

四 相統報告基準日における当該特別相統認定中小企業者の従業員数証明書

五 当該特別相統認定中小企業者の相統報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 相統報告基準期間において、当該特別相統認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七 相統報告基準期間において、当該特別相統認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関する参考となる書類

5 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「随時贈与報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する

つては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

「略」	二 当該第一種経営承継受贈者が死亡したとき	<p>当該第一種経営承継受贈者が死亡したとき（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）</p> <p>イ 第一種随時贈与報告基準期間（当該第一種随時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日から当該第一種随時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名</p> <p>ロ 当該第一種随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数</p> <p>ハ 第一種随時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数</p> <p>ニ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと</p> <p>ホ 第一種随時贈与報告基準期間に</p>
-----	-----------------------	---

日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

「略」	二 当該第一種経営承継受贈者が死亡したとき	<p>当該第一種経営承継受贈者が死亡したとき（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）</p> <p>イ 第一種随時贈与報告基準期間（当該第一種随時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日から当該第一種随時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名</p> <p>ロ 当該第一種随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数</p> <p>ハ 第一種随時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数</p> <p>ニ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風</p>
-----	-----------------------	---

<p>三 当該第一種          一 継受贈者が          一 経営承継          贈者が第一</p>	
<p>三 当該第一種          一 継受贈者が          一 経営承継          贈者が第一</p>	
<p>第一種特別贈与認定株式再贈与が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならぬ。</p>	<p>において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと</p> <p>へ 第一種随時贈与報告基準事業年度（当該第一種随時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種随時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと</p> <p>ト 第一種随時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額</p> <p>チ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと</p>

<p>三 当該第一種          一 継受贈者が          一 経営承継          贈者が第一</p>	
<p>三 当該第一種          一 継受贈者が          一 経営承継          贈者が第一</p>	
<p>第一種特別贈与認定株式再贈与が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならぬ。</p>	<p>俗営業会社のいずれにも該当しないこと</p> <p>ホ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと</p> <p>へ 第一種随時贈与報告基準事業年度（当該第一種随時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種随時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと</p> <p>ト 第一種随時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額</p> <p>チ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと</p>



<p>当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した日</p>	<p>当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した日</p>
<p>イ 第一種随時贈与報告基準期間における代表者の氏名 ロ 当該第一種随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数 ハ 第一種随時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 ニ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと ホ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと ヘ 第一種随時贈与報告基準事業年度においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと ト 第一種随時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額</p>	<p>イ 第一種随時贈与報告基準期間における代表者の氏名 ロ 当該第一種随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数 ハ 第一種随時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 ニ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと ホ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと ヘ 第一種随時贈与報告基準事業年度においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと ト 第一種随時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額</p>
<p>当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した日</p>	<p>当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した日</p>
<p>ない。 イ 第一種随時贈与報告基準期間における代表者の氏名 ロ 当該第一種随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数 ハ 第一種随時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 ニ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと ホ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと ヘ 第一種随時贈与報告基準事業年度においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと ト 第一種随時贈与報告基準事業</p>	<p>当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した日</p>

<p>下「<u>第一種特別贈与認定株式再贈与</u>」という。）をしたとき</p>	<p>チ <u>第一種随時贈与報告基準期間</u>において、<u>当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社</u>が風俗営業会社に該当しないこと</p> <p>リ <u>当該第一種経営承継受贈者が代表者を退任した日</u></p> <p>又 <u>当該第一種経営承継受贈者が第九条第十項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと</u></p>
---	---

- 6 前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあつては第一種経営承継受贈者が第九条第十項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
- 一 第一種随時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の定款の写し
  - 二 登記事項証明書（第一種随時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）
  - 三 当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、第一種随時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

<p>別贈与認定株式再贈与」という。）をしたとき</p>	<p>年度における<u>当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額</u></p> <p>チ <u>第一種随時贈与報告基準期間</u>において、<u>当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社</u>が風俗営業会社に該当しないこと</p> <p>リ <u>当該第一種経営承継受贈者が代表者を退任した日</u></p> <p>又 <u>当該第一種経営承継受贈者が第九条第十項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと</u></p>
------------------------------	--

- 6 前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあつては経営承継受贈者が第九条第四項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
- 一 随時贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の定款の写し
  - 二 登記事項証明書（随時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）
  - 三 当該特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、随時贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

「略」	二 当該第	当該第一種經 当該第一種經營承継相続人が死亡	<p>四 第一種隨時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の従業員数証明書</p> <p>五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種隨時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類</p> <p>六 第一種隨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書</p> <p>七 第一種隨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関する参考となる書類</p> <p>七 第三項の規定にかかわらず、第一種特別相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種經營承継相続人が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「第一種隨時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあつては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。</p>
-----	-------	---------------------------	--

「略」	二 当該經	当該經營承 当該經營承継相続人が死亡したこ	<p>四 隨時贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の従業員数証明書</p> <p>五 当該特別贈与認定中小企業者の隨時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類</p> <p>六 隨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書</p> <p>七 隨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関する参考となる書類</p> <p>七 第三項の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特別相続認定中小企業者の經營承継相続人が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「隨時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあつては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。</p>
-----	-------	--------------------------	--

<p>一種経営承継相継人が死亡したとき</p>	
<p>営承継相継人が死亡した日</p>	
<p>したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）</p> <p>イ 第一種随時相継報告基準期間（当該第一種随時相継報告基準日の直前の第一種相継報告基準日の翌日から当該第一種随時相継報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名</p> <p>ロ 当該第一種随時相継報告基準日における常時使用する従業員の数</p> <p>ハ 第一種随時相継報告基準期間における当該第一種特別相継認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数</p> <p>ニ 第一種随時相継報告基準期間において、当該第一種特別相継認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと</p> <p>ホ 第一種随時相継報告基準期間において、当該第一種特別相継認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと</p>	
<p>営承継相継人が死亡したとき</p>	
<p>継相継人が死亡した日</p>	
<p>と（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）</p> <p>イ 随時相継報告基準期間（当該随時相継報告基準日の直前の相継報告基準日の翌日から当該随時相継報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名</p> <p>ロ 当該随時相継報告基準日における常時使用する従業員の数</p> <p>ハ 随時相継報告基準期間における当該特別相継認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数</p> <p>ニ 随時相継報告基準期間において、当該特別相継認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと</p> <p>ホ 随時相継報告基準期間において、当該特別相継認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと</p>	

<p>三 当該第一種経営承継人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第九</p>	<p>当該第一種経営承継人が第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した日</p>	<p>第一種特別相続報告基準事業年度（当該第一種特別相続認定中小企業者が第一種特別相続報告基準日の属する事業年度から当該第一種特別相続報告基準日の属する事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）において、当該第一種特別相続認定中小企業者が第一種特別相続報告基準事業年度における当該第一種特別相続認定中小企業者の総収入金額</p> <p>第一種特別相続報告基準事業年度において、当該第一種特別相続認定中小企業者が風俗営業会社に該当しないこと</p> <p>第一種特別相続報告基準事業年度に生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）</p> <p>イ 第一種特別相続報告基準期間における代表者の氏名</p> <p>ロ 当該第一種特別相続報告基準日における常時使用する従業員の数</p>
--	--	--

<p>三 当該第一種経営承継人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第九</p>	<p>当該第一種経営承継人が第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した日</p>	<p>第一種特別相続報告基準事業年度（当該第一種特別相続認定中小企業者が第一種特別相続報告基準日の属する事業年度から当該第一種特別相続報告基準日の属する事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）において、当該第一種特別相続認定中小企業者が第一種特別相続報告基準事業年度における当該第一種特別相続認定中小企業者の総収入金額</p> <p>第一種特別相続報告基準事業年度において、当該第一種特別相続認定中小企業者が風俗営業会社に該当しないこと</p> <p>第一種特別相続報告基準事業年度に生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）</p> <p>イ 第一種特別相続報告基準期間における代表者の氏名</p> <p>ロ 当該第一種特別相続報告基準日における常時使用する従業員の数</p>
--	--	--

条第十項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。において、当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種認定相続株式の全部又は一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「第一種特別相続認定株式贈与」という。）をしたとき

ハ 第一種随時相続報告基準期間における当該第一種特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数  
 ニ 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと  
 ホ 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと  
 ヘ 第一種随時相続報告基準事業年度においていづれも当該第一種特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと  
 ト 第一種随時相続報告基準事業年度における当該第一種特別相続認定中小企業者の総収入金額  
 チ 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと  
 リ 当該第一種経営承継相続人が

のいずれかに該当するに至った場合に限る。において、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の第一種認定相続株式の全部又は一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別相続認定株式贈与」という。）をしたとき

ハ 随時相続報告基準期間における当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数  
 ニ 随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと  
 ホ 随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと  
 ヘ 随時相続報告基準事業年度においていづれも当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと  
 ト 随時相続報告基準事業年度における当該特別相続認定中小企業者の総収入金額  
 チ 随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと  
 リ 当該経営承継相続人が代表者

	<p>代表者を退任した日          又 当該第一種経営承継相続人が          第九条第十項各号のいずれかに該          当する事実に至ったこと</p>

- 8 前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする第一種特別相続認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあつては第一種経営承継相続人が第九条第十項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
- 一 第一種随時相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の定款の写し
  - 二 登記事項証明書（第一種随時相続報告基準日以後に作成されたものに限る。）
  - 三 当該第一種特別相続認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、第一種随時相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の株主名簿の写し
  - 四 第一種随時相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の従業員数証明書
  - 五 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種随時相続報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十二条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
  - 六 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

	<p>を退任した日          又 当該経営承継相続人が第九条          第四項各号のいずれかに該当する          事実に至ったこと</p>

- 8 前項の表の第二号及び第三号の報告をしようとする特別相続認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（前項の表の第三号の報告をする場合にあつては経営承継相続人が第九条第四項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
- 一 随時相続報告基準日における当該特別相続認定中小企業者の定款の写し
  - 二 登記事項証明書（随時相続報告基準日以後に作成されたものに限る。）
  - 三 当該特別相続認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、随時相続報告基準日における当該特別相続認定中小企業者の株主名簿の写し
  - 四 随時相続報告基準日における当該特別相続認定中小企業者の従業員数証明書
  - 五 当該特別相続認定中小企業者の随時相続報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十二条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
  - 六 随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関する参考となる書類

9

〔略〕

一〇三 〔略〕

四 当該合併効力発生日等の直前における当該吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。）（新設合併の場合にあつては、新設合併消滅会社（同法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。））の従業員数証明書（第十条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別贈与認定中小企業者又は同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者のものを除く。）

五〇十 〔略〕

10

〔略〕

11 第一項の規定にかかわらず、第一種特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継贈与者（当該第一種経営承継贈与者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者へ第一種認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をする前に、当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をしている場合にあつては、当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種認定贈与株式

七 随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関する参考となる書類

9

〔略〕

一〇三 〔略〕

四 当該合併効力発生日等の直前における当該吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。）（新設合併の場合にあつては、新設合併消滅会社（同法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。））の従業員数証明書（第十条第一項ただし書の規定による地位の承継前の特別贈与認定中小企業者又は同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の特別相続認定中小企業者のものを除く。）

五〇十 〔略〕

10

〔略〕

11 第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者（当該経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をする前に、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をしている場合にあつては、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も



式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をした第一種経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者とする。以下同じ。）の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該第一種経営承継贈与者の相続を開始した場合を除く。）にあつては、当該第一種経営承継贈与者の相続の開始の日（以下「第一種臨時贈与報告基準日」という。）の翌日から八月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

一 第一種臨時贈与報告基準期間（当該第一種臨時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日から当該第一種臨時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

二 第一種臨時贈与雇用報告期間（当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。）の末日において、当該第一種臨時贈与雇用報告期間内に存する当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該第一種臨時贈与雇用報告期間内に存する当該第一種贈与報告基準日数で除して計算した数

三 第一種臨時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有す

古い時期に当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者とする。以下同じ。）の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）にあつては、当該経営承継贈与者の相続の開始の日（以下「臨時贈与報告基準日」という。）の翌日から八月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

一 臨時贈与報告基準期間（当該臨時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日から当該臨時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

二 臨時贈与雇用報告期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に経営承継贈与者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。）の末日において、当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該贈与報告基準日数で除して計算した数

三 臨時贈与報告基準期間における当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係

る株式等に係る議決権の数

四 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

五 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

六 第一種臨時贈与報告基準事業年度（当該第一種臨時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種臨時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

七 第一種臨時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額

八 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

12 前項の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十五による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 第一種臨時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の定款の写し

二 登記事項証明書（第一種臨時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三 当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、第一種臨時贈与報告基準日における当該第一種

る議決権の数

四 臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

五 臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

六 臨時贈与報告基準事業年度（当該臨時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該臨時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

七 臨時贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額

八 臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

12 前項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十五による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 臨時贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の定款の写し

二 登記事項証明書（臨時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三 当該特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、臨時贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企

特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

#### 四 削除

五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種臨時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関する参考となる書類

13 第十一項の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者であつて次条第一項の確認を受けようとするものは、前項の報告書を次条第二項の申請書と併せて都道府県知事に提出しなければならない。

14 第一項及び第二項の規定は第二種特別贈与認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継贈与があつた者に限る。）及び第二種特別相続認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継贈与があつた者に限る。）について準用する。この場合において第一項中「当該認定に係る贈与」とあるのは「当該認定に係る第一種経営承継贈与」と、「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と、第二項中「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与

業者の株主名簿の写し

#### 四 削除

五 当該特別贈与認定中小企業者の臨時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七 臨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関する参考となる書類

13 第十一項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者であつて次条第一項の確認を受けようとするものは、前項の報告書を次条第二項の申請書と併せて都道府県知事に提出しなければならない。

〔新設〕

認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と読み替えるものとする。

15] 第三項及び第四項の規定は第二種特別贈与認定中小企業者（

当該認定に係る第一種経営承継相続があつた者に限る。）又は第二種特別相続認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継相続があつた者に限る。）について準用する。この場合において第三項中「当該認定に係る相続」とあるのは「当該認定に係る第一種経営承継相続」と、「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と、第四項中「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と、と読み替えるものとする。

16] 第五項、第六項及び第十一項から第十三項までの規定は第二

種特別贈与認定中小企業者について準用する。この場合において第五項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種随時贈与報告基準日」とあるのは「第二種随時贈与報告基準日」と、「第九条第二項各号」とあるのは「第九条第四項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と、「第一種随時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種随時贈与報告基準期間」と、「第一種随時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種随時贈与報告基準事業年度」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十一項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種認定贈与株式」と、「第一種特別贈与認定株式再贈与」とあるのは「第二種特別贈与認定株式再贈与」と、

[新設]

[新設]

第六項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第一種臨時贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準事業年度」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第一項又は第三項の規定」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種経営承継受贈者へ」とあるのは「第二種経営承継受贈者へ」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種認定贈与株式」と、「第一種経営承継受贈者のうち」とあるのは「第二種経営承継受贈者のうち」と、「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準期間」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準事業年度」と、「第十二項中「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準事業年度」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準期間」と、「第十三項中「第十一項」とあるのは「第十六項の規定により読み替えられた第十一項」と、「次条第一項」とあるのは「次条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「次条第二項」とあるのは「同条第三項の規定により読み替えられた同条第二項

」と、読み替えるものとする。

17 第七項及び第八項の規定は第二種特別相続認定中小企業者について準用する。この場合において第七項中「第三項」とあるのは「第一項及び第三項」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と、「第一種随時相続報告基準日」とあるのは「第二種随時相続報告基準日」と、「第九条第三項各号」とあるのは「第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項各号」と、「第一種随時相続報告基準期間」とあるのは「第二種随時相続報告基準期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第二種相続報告基準日」と、「第一種随時相続報告基準事業年度」とあるのは「第二種随時相続報告基準事業年度」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十一項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第二種認定相続株式」と、「第一種特別相続認定株式贈与」とあるのは「第二種特別相続認定株式贈与」と、第八項中「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十一項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第一種随時相続報告基準日」とあるのは「第二種随時相続報告基準日」と、「第一種随時相続報告基準事業年度」とあるのは「第二種随時相続報告基準事業年度」と、「第一種随時相続報告基準期間」とあるのは「第二種随時相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

18 第九項及び第十項の規定は第二種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第九項中「第十条第一項又は第二項」とあるのは「

〔新設〕

〔新設〕



報告基準期間」とあるのは「第一種特別贈与報告基準期間」と  
第五項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特別  
経営承継受贈者」と、「第一種随時贈与報告基準日」とあるの  
は「第一種特別随時贈与報告基準日」と、「第九条第二項各号  
」とあるのは「第九条第六項の規定により読み替えられた同条  
第二項各号」と、「第一種随時贈与報告基準期間」とあるのは  
「第一種特別随時贈与報告基準期間」と、「第一種贈与報告基  
準日」とあるのは「第一種特別贈与報告基準日」と、「第一種  
随時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特別随時贈与  
報告基準事業年度」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第  
九条第十二項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と  
「第一種認定贈与株式」とあるのは「第一種特別認定贈与株  
式」と、「第一種特別贈与認定株式再贈与」とあるのは「第二  
種特別贈与認定株式再贈与」と、第六項中「第一種経営承継受  
贈者」とあるのは「第一種特別経営承継受贈者」と、「第九条  
第十項」とあるのは「第九条第十二項の規定により読み替えら  
れた同条第十項」と、「第一種随時贈与報告基準日」とあるの  
は「第一種特別随時贈与報告基準日」と、「第一種随時贈与報  
告基準事業年度」とあるのは「第一種特別随時贈与報告基準事  
業年度」と、「第一種随時贈与報告基準期間」とあるのは「第  
一種特別随時贈与報告基準期間」と、第十一項中「第一種経営  
承継贈与者」とあるのは「第一種特別経営承継贈与者」と、「  
第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特別経営承継受贈  
者」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第一種特別認定  
贈与株式」と、「第一種随時贈与報告基準日」とあるのは「第  
一種特別随時贈与報告基準日」と、「第一種随時贈与報告基準



期間」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準期間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準事業年度」と、第十二項中「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準事業年度」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例臨時贈与報告基準期間」と、第十三項中「第十一項」とあるのは「第十九項の規定により読み替えられた第十一項」と、「次条第一項」とあるのは「次条第四項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「次条第二項」とあるのは「同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と読み替えるものとする。

20

第三項、第四項、第七項及び第八項の規定は第一種特例相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第三項中「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準期間」とあるのは「第一種特例相続報告基準期間」と、「第一種相続認定申請基準日」とあるのは「第一種特例相続認定申請基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準事業年度」と、第四項中「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例相続報告基準事業年度」と、第五項中「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例相続報告基準事業年度」と、第六項中「第一種相続報告基準期間」とあるのは「第一種特例相続報告基準期間」と、第七項中「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特例経営承継相続人」と、「第一種随時相続報告基準日」と

〔新設〕

あるのは「第一種特例随時相続報告基準日」と、「第九条第三項各号」とあるのは「第九条第七項の規定により読み替えられた同条第三項各号」と、「第一種随時相続報告基準期間」とあるのは「第一種特例随時相続報告基準期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「第一種随時相続報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例随時相続報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例随時相続報告基準事業年度」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十二項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第一種特例認定相続株式」と、「第一種特別相続認定株式贈与」とあるのは「第一種特例特別相続認定株式贈与」と、「第八項中「第一種経営承継相続人」とあるのは「第一種特例経営承継相続人」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十二項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第一種随時相続報告基準日」とあるのは「第一種特例随時相続報告基準日」と、「第一種随時相続報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例随時相続報告基準事業年度」と、「第一種随時相続報告基準期間」とあるのは「第一種特例随時相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

21

第九項及び第十項の規定は第一種特例贈与認定中小企業者及び第一種特例相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第九項中「第十条第一項又は第二項」とあるのは「第十条第五項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「同条第五項の規定により読み替えられた同条第一項各号又は同条第六項の規定により

〔新設〕

読み替えられた同条第二項各号」と、「第十条第一項ただし書の規定による」とあるのは「第十条第五項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による」と、「同条第二項ただし書の規定による」とあるのは「同条第六項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による」と、第十項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「同条第五項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第六項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と読み替えるものとする。

第一項及び第二項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に事由が、同項第十一号の贈与である者に限る。）又は第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十一号の贈与である者に限る。）について準用する。この場合において、第一項中「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限から五年間」とあるのは「当該認定の有効期間中（当該認定に係る贈与税申告期限以前の期間及び相続税申告期限以前の期間を除く。）」と、「当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「第一種贈与報告基準日」という。）」と

〔新設〕

あるのは「当該認定に係る第一種特例経営承継贈与に係る第一種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準期間（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日（これに当たらないときは、第一種贈与認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）とあるのは「第一種特例贈与報告基準期間」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種贈与報告基準事業年度（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、「第二項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

23

第三項及び第四項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十二号の相続又は遺贈である者に限る）

〔新設〕

。 ) 又は第二種特例相続認定中小企業者 ( 当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定 ( 第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。 ) に係る事由が、同項第十二号の相続又は遺贈である者に限る。 ) について準用する。この場合において、第三項中「当該認定に係る相続に係る相続税申告期限から五年間」とあるのは「当該認定の有効期間中 ( 当該認定に係る贈与税申告期限以前の期間及び相続税申告期限以前の期間を除く。 ) 」と、「当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過することの日 ( 以下「第一種相続報告基準日」という。 ) 」とあるのは「当該認定に係る第一種特例経営承継相続に係る第一種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準期間 ( 当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日 ( これに当たる日がないときは、第一種相続認定申請基準日。以下同じ。 ) の翌日から当該第一種相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。 ) 」とあるのは「第一種特例相続報告基準期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準事業年度 ( 当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。 ) 」とあるのは「第一種特例相続報告基準事業年度」と、「第四項中「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「

当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「第一種特別相続報告基準事業年度」と、「第一種相続報告基準期間」とあるのは「第一種特別相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

24

第一項及び第二項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特別経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る贈与である者に限る。）について準用する。この場合

において、第一項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種特別贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種特別贈与認定申請基準日」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種特別贈与報告基準日」とあるのは「第二種特別贈与報告基準事業年度」と、第二項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第二種特別贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種特別贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第二種特別贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

25

第三項及び第四項の規定は、第二種特別相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特別経営承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈である者に限る。）について準用する。

〔新設〕

〔新設〕

この場合において、第三項中「第一種相続報告基準日」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準期間」とあるのは「第二種特例相続報告基準期間」と、「第一種相続認定申請基準日」とあるのは「第二種特例相続認定申請基準日」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例相続報告基準事業年度」と、第四項中「第一種相続報告基準日」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例相続報告基準事業年度」と、「第一種相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

第一項及び第二項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十三号の贈与である者（第二十四項に規定する者を除く。）に限る。）又は第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十三号の贈与である者に限る。）について準用する。この場合において、第一項中「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限から五年間」とあるのは「当該認定の有効期間中（当該認定に係る贈与税申告期限以前の期間及び相続税申告期限以前の期間を除く。）」と、「当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過する日（以下「第一種贈与報告基準日」という。）」とあるのは「最初の認

〔新設〕

定に係る第二種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準期間（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日（これに当たる日がないときは、第一種贈与認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準期間」と、「第一種贈与認定申請基準日」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準日」と、「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第一種贈与報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準事業年度」と、第二項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準日」と、「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

27] 第三項及び第四項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六

〔新設〕



条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。  
( )に係る事由が、同項第十四号の相続である者に限る。)又は  
第二種特例相続認定中小企業者(当該認定に係る第二種特例経  
営承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた  
法第十二条第一項の認定(第六条第一項第十一号から第十四号  
までの事由に係るものに限る。)に係る事由が、同項第十四号  
の相続である者(第二十五項に規定する者を除く。)に限る。  
( )について準用する。この場合において、第三項中「当該認定  
に係る相続に係る相続税申告期限から五年間」とあるのは「当  
該認定の有効期間中(当該認定に係る贈与税申告期限以前の期  
間及び相続税申告期限以前の期間を除く。)」と、「当該相続  
税申告期限の翌日から起算して一年を経過する日(以下  
「第一種相続報告基準日」という。)」とあるのは「当該最初  
の認定に係る第二種特例相続報告基準日」と、「第一種相続報  
告基準期間(当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第  
一種相続報告基準日(これに当たる日がないときは、第一種相  
続認定申請基準日。以下同じ。))の翌日から当該第一種相続報  
告基準日までの間をいう。以下同じ。)」とあるのは「当該最  
初の認定に係る第二種特例相続報告基準期間」と、「第一種相  
続報告基準日」とあるのは「最初の認定に係る第二種特例相続  
報告基準日」と、「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあ  
るのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特  
例相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準事業年度(当  
該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告  
基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種相続報告基準日  
の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度を

いう。以下同じ。）とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相続報告基準事業年度」と、第四項中「第一種相続報告基準日」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相続報告基準日」と、「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相続認定中小企業者」と、「第一種相続報告基準事業年度」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相続報告基準事業年度」と、「第一種相続報告基準期間」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

28

第五項、第六項及び第十一項から第十三項までの規定（第十一項第二号を除く。）は第二種特例贈与認定中小企業者について準用する。この場合において第五項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と、「第一種随時贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例随時贈与報告基準日」と、「第九条第二項各号」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と、「第一種随時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種特例随時贈与報告基準期間」と、「第一種随時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例随時贈与報告基準事業年度」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種特例認定贈与株式」と、「第一種特別贈与認定株式再贈与」とあるのは「第二種特例贈与認定株式再贈与」と、「第六項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十三項の規定

〔新設〕

により読み替えられた第十項」と、「第一種随時贈与報告基準日」とあるのは「第二種随時贈与報告基準日」と、「第一種随時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種随時贈与報告基準事業年度」と、「第一種随時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種随時贈与報告基準期間」と、「第十一項中「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種随時贈与報告基準期間」と、「第一種随時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種随時贈与報告基準事業年度」と、「第一種随時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種随時贈与報告基準期間」と、「第十三項中「第十一項」とあるのは「第二十八項の規定により読み替えられた第十一項」と、「次条第二項」とあるのは「同条第五項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「読み替えるものとする。」

第七項及び第八項の規定は第二種随時贈与報告基準事業年度中「第三項」とあるについて準用する。この場合において第七項中「第三項」とある

〔新設〕

のは「第一項及び第三項」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と、「第一種随時相続報告基準日」とあるのは「第二種特例随時相続報告基準日」と、「第九條第三項各号」とあるのは「第九條第九項の規定により読み替えられた同条第三項各号」と、「第一種随時相続報告基準期間」とあるのは「第二種特例随時相続報告基準期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日又は第二種特例相続報告基準日」と、「第一種随時相続報告基準事業年度」と、「第九條第十項各号」とあるのは「第九條第十三項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第二種特例認定相続株式」と、「第一種特別相続認定株式贈与」とあるのは「第二種特例相続認定株式贈与」と、第八項中「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と、「第九條第十項」とあるのは「第九條第十三項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第一種随時相続報告基準日」とあるのは「第二種特例随時相続報告基準日」と、「第一種随時相続報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例随時相続報告基準事業年度」と、「第一種随時相続報告基準期間」とあるのは「第二種特例随時相続報告基準期間」と読み替えるものとする。

30

第九項及び第十項の規定は第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第九項中「第十條第一項又は第二項」とあるのは「第十條第七項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第八項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第

〔新設〕

「一項各号又は第二項各号」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えられた同条第一項各号又は同条第八項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と、「第十条第一項ただし書の規定による」とあるのは「第十条第三項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による」と、「同条第二項ただし書の規定による」とあるのは「同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による」と、「第十項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と読み替えるものとする。

31

都道府県知事は、第一項及び第三項（第十四項、第十五項、第十九項、第二十項及び第二十二項から第二十七項までの規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九條第二項各号又は第三項各号（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第五項の表の第二号及び第七項の表の第二号（第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九條第二項第二号から第二十二号まで又は第九條第三項第二号から第二十二号まで（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第五項の表の第三号及び第七項の表の第三号（第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、並びに第十一項の報告を受けた場合

14

都道府県知事は、第一項及び第三項の報告を受けた場合には第九條第二項各号又は第三項各号に該当しないこと、第五項の表の第二号及び第七項の表の第二号の報告を受けた場合には第九條第二項第二号から第二十二号まで又は第九條第三項第二号から第二十号までに該当しないこと、第五項の表の第三号及び第七項の表の第三号の報告を受けた場合には第九條第四項各号のいずれかに該当するに至っていないこと並びに第九條第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十二号まで又は第九條第三項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十号までに該当しないこと、第九項の報告を受けた場合には第十條第一項各号又は第二項各号に該当すること、第十項の報告を受けた場合には前条第一項各号又は第二項各号に該当すること、並びに第十一項の報告を受けた場合

む。）の報告を受けた場合には第九条第十項各号（同条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）のいずれかに該当するに至っていること並びに第九条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十二号まで又は第九条第三項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十号まで（同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。）に該当しないこと、第九項（第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第十條第一項各号又は第二項各号（同条第三項から第八項までの規定により準用される場合を含む。）に該当すること、第十項（第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には前条第一項各号又は第二項各号（同条第三項から第八項までの規定により準用される場合を含む。）に該当すること、並びに第十一項（第十六項、第十九項及び第二十八項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合には第九條第二項各号（第二十二号を除き、同条第四項、第六項及び第八項の規定により準用される場合を含む。）に該当しないことをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者又は第二種特別相続認定中小企業者（第九項（第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合にあっては吸収合併存続会社等、第十項（第十八項、第二十一項

には第九條第二項各号（第二十二号を除く。）に該当しないことをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者（第九項の報告を受けた場合にあっては吸収合併存続会社等、第十項の報告を受けた場合にあっては株式交換完全親会社等）に対し、様式第十六による確認書を交付するものとする。

及び第三十項の規定により準用される場合を含む。)の報告を受けた場合にあつては株式交換完全親会社等)に対し、様式第十六による確認書を交付するものとする。

32) 経済産業大臣は、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(第一種経営承継贈与者等の相続が開始した場合の都道府県知事の確認)

第十三条 第一種特別贈与認定中小企業者等(第一種特別贈与認定中小企業者(第一種特別贈与認定中小企業者であつた者を含み、第九条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。))及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の

15) 経済産業大臣は、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(経営承継贈与者の相続が開始した場合の都道府県知事の確認)

第十三条 特別贈与認定中小企業者等(特別贈与認定中小企業者(特別贈与認定中小企業者であつた者を含み、第九条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。))及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等とな

会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）は、当該第一種特別贈与認定中小企業者等（同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。）に係る第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合には、次の各号のいずれにも該当すること（第一種特別贈与認定中小企業者であった者の第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合には第七号に掲げるものを除く。）について、都道府県知事の確認を受けることができる。

一 「略」

二 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

三 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等が資産保有型会社に該当しないこと。

四 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等が資産運用型会社に該当しないこと。

五 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の総収入金額が零を超えること。

六 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の常時使用する従業員の数が一人以上（当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は当該第一種特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあ

った場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）は、当該特別贈与認定中小企業者等（同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。）に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合には、次の各号のいずれにも該当すること（特別贈与認定中小企業者であった者の経営承継贈与者の相続が開始した場合には第七号に掲げるものを除く。）について、都道府県知事の確認を受けることができる。

一 「略」

二 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

三 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等が資産保有型会社に該当しないこと。

四 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者等が資産運用型会社に該当しないこと。

五 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者等の総収入金額が零を超えること。

六 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の常時使用する従業員の数が一人以上（当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であるこ



つては五人以上)であること。

七 当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社(当該相続の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者が、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の代表者(代表権を制限されている者を除き、第九条第十項各号のいずれかに該当する者を含む。)であつて、当該相続の開始の時に、当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該第一種特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

八 当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者が、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の代表者(代表権を制限されている者を除き、第九条第十項各号のいずれかに該当する者を含む。)であつて、当該相続の開始の時に、当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該第一種特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

九 当該第一種特別贈与認定中小企業者等が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該相続の開始の時に、当該株式を当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者以外の者が有していないこと。

2 前項の確認を受けようとする第一種特別贈与認定中小企業者等は、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに、様式第十七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類(第一種特別贈与認定中小企業者であつた者の第一種経営承継受贈者の相続が開始した場合には第七号に掲げるものを除く。)を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

と。

七 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社(当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者が、当該特別贈与認定中小企業者等の代表者(代表権を制限されている者を除き、第九条第四項各号のいずれかに該当する者を含む。)であつて、当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

八 当該特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者が、当該特別贈与認定中小企業者等の代表者(代表権を制限されている者を除き、第九条第四項各号のいずれかに該当する者を含む。)であつて、当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

九 当該特別贈与認定中小企業者等が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該相続の開始の時に、当該株式を当該特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者以外の者が有していないこと。

2 前項の確認を受けようとする特別贈与認定中小企業者等は、当該特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに、様式第十七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類(特別贈与認定中小企業者であつた者の第一種経営承継受贈者の相続が開始した場合には第七号に掲げるものを除く。)を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

- 一 当該相続の開始の時ににおける当該第一種特別贈与認定中小企業者等の定款の写し
- 二 当該相続の開始の時ににおける当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株主名簿の写し
- 三 「略」
- 四 当該相続の開始の時ににおける当該第一種特別贈与認定中小企業者等の従業員数証明書
- 五 当該第一種特別贈与認定中小企業者等の当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 六 当該相続の開始の時ににおいて、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書
- 七 次に掲げる誓約書
- イ 当該相続の開始の時ににおいて、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は当該第一種特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書
- ロ 当該相続の開始の時ににおいて、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しない旨の誓約書
- 八 当該相続の開始の時ににおける当該第一種経営承継贈与者及

- 一 当該相続の開始の時ににおける当該特別贈与認定中小企業者等の定款の写し
- 二 当該相続の開始の時ににおける当該特別贈与認定中小企業者等の株主名簿の写し
- 三 「略」
- 四 当該相続の開始の時ににおける当該特別贈与認定中小企業者等の従業員数証明書
- 五 当該特別贈与認定中小企業者等の当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 六 当該相続の開始の時ににおいて、当該特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書
- 七 次に掲げる誓約書
- イ 当該相続の開始の時ににおいて、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書
- ロ 当該相続の開始の時ににおいて、当該特別贈与認定中小企業者等及び当該特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しない旨の誓約書
- 八 当該相続の開始の時ににおける当該経営承継贈与者及びその

ひその親族（当該第一種特別贈与認定中小企業者等が第六条第二項に規定する中小企業者に該当する場合にあつては、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の時ににおける当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等

前二項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者等（第二種特別贈与認定中小企業者（第二種特別贈与認定中小企業者であつた者を含む、第九条四項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七条第四項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに第二種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社及び第二種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特別贈与認定中小企業者」と、「第九条第二項」とあるのは「第九条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第七条第二項」とあるのは「第七条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十一項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、第二項中「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種経営承継贈

親族（当該特別贈与認定中小企業者等が第六条第二項に規定する中小企業者に該当する場合にあつては、当該特別贈与認定中小企業者等の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の時ににおける当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者及びその親族の戸籍謄本等

〔新設〕

与者」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特別贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特別経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」読み替えるものとする。

4

第一項及び第二項の規定は、第一種特別贈与認定中小企業者等（第一種特別贈与認定中小企業者（第一種特別贈与認定中小企業者であった者を含み、第九条六項の規定により読み替えたれた同条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七条第六項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別贈与認定中小企業者」と、「第九条第二項」とあるのは「第九条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第七条第二項」とあるのは「第七条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特別経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特別経営承継受贈者」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十二項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、第二項中「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特別経営承継贈与者」と、「第一種特別贈与認定中小

〔新設〕

「企業者」とあるのは「第一種特別贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特別経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特別経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

5

第一項及び第二項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者等（第二種特別贈与認定中小企業者（第二種特別贈与認定中小企業者であった者を含み、第九条八項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により当該認定が取り消された者を除く。以下この条において同じ。）及び第七条第八項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに第二種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び第二種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特別贈与認定中小企業者」と、「第九条第二項」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第七条第二項」とあるのは「第七条第八項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特別経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特別経営承継受贈者」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、第二項中「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特別経営承継贈与者」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特別贈与認定中小企業者」と、

〔新設〕

「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特別例経営承継贈与者」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特別例経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、第二項（前三項の規定により準用される場合を含む。）の申請を受けた場合において、第一項（前三項の規定により準用される場合を含む。）の確認をしたときは様式第十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第十九により申請者である第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特別贈与中小企業者等及び第二種特別贈与認定中小企業者等に対して通知しなければならない。

7 都道府県知事は、第一項（第三項から第五項までの規定により準用される場合を含む。）の確認を受けた第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特別贈与認定中小企業者等及び第二種特別贈与認定中小企業者等について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

8 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第十九の二により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

9 経済産業大臣は、第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特別贈与認定中小企業者等及び第二種特別贈与認定中小企業者等における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第六項の確認書の交付を受けた及び同項の規定により通知された第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中

3 都道府県知事は、前項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第十九により申請者である特別贈与認定中小企業者等に対して通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の確認を受けた特別贈与認定中小企業者等について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第十九の二により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

6 経済産業大臣は、特別贈与認定中小企業者等における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の確認書の交付を受けた及び同項の規定により通知された特別贈与認定中小企業者等並びに前項の規定により通知された中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

小企業者等、第一種特例贈与認定中小企業者等及び第二種特例贈与認定中小企業者等並びに前項の規定により通知された中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(災害等により被害を受けた中小企業者に対する都道府県知事の確認)

第十三条の二 特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者、贈与認定前中小企業者又は相続認定前中小企業者(以下「災害等特別中小企業者」と総称する。)は、次に掲げる事由のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

一 当該災害等特別中小企業者の災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における資産の帳簿価額の総額に対する当該災害等特別中小企業者の当該災害により減失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)をした資産(特定資産を除く。)の帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上であること。

二 当該災害等特別中小企業者の災害が発生した日の前日における常時使用する従業員の数に対する当該災害等特別中小企業者の当該災害が発生した日から同日以後六月を経過する日までの間継続して常時使用する従業員が当該災害等特別中小企業者の本来の業務に従事することができないと認められる事業所(常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものであって、当該災害により減失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。以

(災害等により被害を受けた中小企業者に対する都道府県知事の確認)

第十三条の二 特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者、贈与認定前中小企業者又は相続認定前中小企業者(以下「災害等特例中小企業者」と総称する。)は、次に掲げる事由のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

一 当該災害等特例中小企業者の災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における資産の帳簿価額の総額に対する当該災害等特例中小企業者の当該災害により減失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)をした資産(特定資産を除く。)の帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上であること。

二 当該災害等特例中小企業者の災害が発生した日の前日における常時使用する従業員の数に対する当該災害等特例中小企業者の当該災害が発生した日から同日以後六月を経過する日までの間継続して常時使用する従業員が当該災害等特例中小企業者の本来の業務に従事することができないと認められる事業所(常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものであって、当該災害により減失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。以

下「被災事業所」という。)において、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用する従業員の数の合計数の割合が百分の二十以上であること。

三 当該災害等特別中小企業者(第一種特別贈与認定中小企業者であつた者、第一種特別相続認定中小企業者であつた者、第二種特別贈与認定中小企業者であつた者及び第二種特別相続認定中小企業者であつた者を除く。)が、次のイ及びロのいずれにも該当すること(当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イに掲げるものを除く。)

イ 当該災害等特別中小企業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 当該災害等特別中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の前日において、同法第二条第五項第一号に定める経済産業大臣が指定したもの(以下イ及び次項において「再生手続等申立事業者」という。)に対して五十万円以上の債権(同号に規定する債権をいう。)を有していること。

(2) 当該災害等特別中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。

ロ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下である

下「被災事業所」という。)において、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用する従業員の数の合計数の割合が百分の二十以上であること。

三 当該災害等特例中小企業者(特別贈与認定中小企業者であつた者及び特別相続認定中小企業者であつた者を除く)が、次のイ及びロのいずれにも該当すること(当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イに掲げるものを除く。)

イ 当該災害等特例中小企業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 当該災害等特例中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の前日において、同法第二条第五項第一号に定める経済産業大臣が指定したもの(以下イ及び次項において「再生手続等申立事業者」という。)に対して五十万円以上の債権(同号に規定する債権をいう。)を有していること。

(2) 当該災害等特例中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。

ロ 当該災害等特例中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下である



こと。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

四 当該災害等特別中小企業者（第一種特別贈与認定中小企業者であつた者、第一種特別相続認定中小企業者であつた者、第二種特別贈与認定中小企業者であつた者及び第二種特別相続認定中小企業者であつた者を除く。）が、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当すること（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イ及びロに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特別中小企業者が、次の（1）又は（2）のいずれかに該当すること。

(1) 当該災害等特別中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における当該事業活動の制限を行った者（次項において「指定事業者」という。）に関する取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。

(2) 当該災害等特別中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の

こと。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

四 当該災害等特例中小企業者（特別贈与認定中小企業者であつた者及び特別相続認定中小企業者であつた者を除く）が、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当すること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イ及びロに掲げるものを除く。）。

イ 当該災害等特例中小企業者が、次の（1）又は（2）のいずれかに該当すること。

(1) 当該災害等特例中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における当該事業活動の制限を行った者（次項において「指定事業者」という。）に関する取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。

(2) 当該災害等特例中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活

制限に係る指定期間の開始の日の前日まで一年以上にわたり継続して、同号ハに定める経済産業大臣が指定する地域内において事業を行っていること。

ロ 当該災害等特別中小企業者のイ(1)の事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に對する割合が百分の九十未満であること。

ハ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に對する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

五 当該災害等特別中小企業者が、次のイ及びロのいずれにも該当すること(当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イに掲げるものを除く。)

イ 当該災害等特別中小企業者が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生

動の制限に係る指定期間の開始の日の前日まで一年以上にわたり継続して、同号ハに定める経済産業大臣が指定する地域内において事業を行っていること。

ロ 当該災害等特別中小企業者のイ(1)の事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に對する割合が百分の九十未満であること。

ハ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に對する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

五 当該災害等特別中小企業者が、次のイ及びロのいずれにも該当すること(当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イに掲げるものを除く。)

イ 当該災害等特別中小企業者が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生

した日の前日まで一年以上にわたり継続して、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っていること。

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から、同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に對する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

六 当該災害等特別中小企業者が、イ及びロのいずれにも該当すること(当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イに掲げるものを除く。)

イ 当該災害等特別中小企業者が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

した日の前日まで一年以上にわたり継続して、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っていること。

(2) 当該災害等特別中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から、同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に對する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

六 当該災害等特別中小企業者が、イ及びロのいずれにも該当すること(当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イに掲げるものを除く。)

イ 当該災害等特別中小企業者が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前日まで引き続き一年以上にわたり、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において事業を行っていること。

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に對する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

2 前項の確認を受けようとする災害等特別中小企業者は、特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者(法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。))に係る相続の開始の日が災害等が発生した日よりも

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前日まで引き続き一年以上にわたり、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において事業を行っていること。

(2) 当該災害等特別中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に對する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

2 前項の確認を受けようとする災害等特別中小企業者は、特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者(法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。))に係る相続の開始の日が災害等が発生した日よりも前であつた

前であつた中小企業者に限る。)及び贈与同年相続中小企業者(相続認定前中小企業者であつて、第一種経営承継贈与者又は第二種経営承継贈与者からの贈与(災害等が発生した日前の贈与に限る。))の日の属する年において当該第一種経営承継贈与者又は当該第二種経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該贈与に係る第一種経営承継受贈者又は第二種経営承継受贈者が当該第一種経営承継贈与者又は当該第二種経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合における当該第一種経営承継受贈者又は第二種経営承継受贈者に係る中小企業者(当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)にあつては災害等が発生した日から同日以後八月を経過する日までの間に、特定相続認定中小企業者(当該認定に係る相続の開始の日が災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者に限る。)、贈与認定前中小企業者及び相続認定前中小企業者(贈与同年相続中小企業者を除く。)にあつては第七条第二項又は第三項(同条第四項及び第五項において準用される場合を含む。)に規定する提出期限までに、様式第二十から様式二十の六までによる申請書に、当該申請書の写し一通及び次の各号に掲げる確認の区分に応じ当該各号に定める書類(当該確認に係る事由のうち当該災害等特別中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。)を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

中小企業者に限る。)及び贈与同年相続中小企業者(相続認定前中小企業者であつて、経営承継贈与者からの贈与(災害等が発生した日前の贈与に限る。))の日の属する年において当該経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該贈与に係る経営承継受贈者が当該経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合における当該経営承継受贈者に係る中小企業者(当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)にあつては災害等が発生した日から同日以後八月を経過する日までの間に、特定相続認定中小企業者(当該認定に係る相続の開始の日が災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者に限る。)、贈与認定前中小企業者及び相続認定前中小企業者(贈与同年相続中小企業者を除く。)にあつては第七条第二項又は第三項に規定する提出期限までに、様式第二十から様式二十の六までによる申請書に、当該申請書の写し一通及び次の各号に掲げる確認の区分に応じ当該各号に定める書類(当該確認に係る事由のうち当該災害等特別中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。)を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 前項第一号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類

イ 当該災害等特別中小企業者の貸借対照表その他の書類で災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時ににおける当該災害等特別中小企業者の資産の帳簿価額の総額及び当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の帳簿価額の合計額を証するもの

ロ 当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該資産が災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした旨を証するもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、前項の確認（同項第一号に係るものに限る。）の参考となる書類

二 前項第二号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類

イ 当該災害等特別中小企業者の災害が発生した日の前日における従業員数証明書（被災事業所の常時使用する従業員の数）が当該従業員数証明書に記載された事項によつて明らかにすることができないときは、当該従業員数証明書及び当該被災事業所の常時使用する従業員の数を明らかにする書類）

ロ 前項第二号に規定する事業所の常時使用する従業員が災害が発生した日から六月の間継続して当該災害等特別中小企業者の本来の業務に従事することができなかったことを

一 前項第一号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類

イ 当該災害等特別中小企業者の貸借対照表その他の書類で災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時ににおける当該災害等特別中小企業者の資産の帳簿価額の総額及び当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の帳簿価額の合計額を証するもの

ロ 当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該資産が災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした旨を証するもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、前項の確認（同項第一号に係るものに限る。）の参考となる書類

二 前項第二号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類

イ 当該災害等特別中小企業者の災害が発生した日の前日における従業員数証明書（被災事業所の常時使用する従業員の数）が当該従業員数証明書に記載された事項によつて明らかにすることができないときは、当該従業員数証明書及び当該被災事業所の常時使用する従業員の数を明らかにする書類）

ロ 前項第二号に規定する事業所の常時使用する従業員が災害が発生した日から六月の間継続して当該災害等特別中小企業者の本来の業務に従事することができなかったことを

証する書類

ハ 前項第二号に規定する事業所の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該事業所が災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した旨を証するもの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第二号に係るものに限る。）の参考となる書類

三 前項第三号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロ及びハに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の災害等が発生した日の前日における再生手続等申立事業者に対して有する債権（前項第三号イ（1）に規定する債権をいう。）の額を証する書類（同号イ（1）の事由に該当する場合に限る。）

ハ 当該災害等特別中小企業者の前項第三号イ（2）に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額を証する書類（同号イ（2）の事由に該当する場合に限る。）

二 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第三号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

証する書類

ハ 前項第二号に規定する事業所の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該事業所が災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した旨を証するもの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第二号に係るものに限る。）の参考となる書類

三 前項第三号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロ及びハに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の災害等が発生した日の前日における再生手続等申立事業者に対して有する債権（前項第三号イ（1）に規定する債権をいう。）の額を証する書類（同号イ（1）の事由に該当する場合に限る。）

ハ 当該災害等特別中小企業者の前項第三号イ（2）に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額を証する書類（同号イ（2）の事由に該当する場合に限る。）

二 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第三号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ホ イからニまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第三号に係るものに限る。）の参考となる書類

四 前項第四号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の前項第四号イ（一）に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における指定事業者に関する取引の数量又は金額を証する書類（同号イ（一）の事由に該当する場合に限る。）

ハ 当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書（前項第四号イ（二）の事由に該当する場合に限る。）

ニ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ロに規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ハに規定する期間における売上高等を証する書類

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第四号に係るものに限る。）の参考となる書類

五 前項第五号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保

ホ イからニまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第三号に係るものに限る。）の参考となる書類

四 前項第四号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の前項第四号イ（一）に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における指定事業者に関する取引の数量又は金額を証する書類（同号イ（一）の事由に該当する場合に限る。）

ハ 当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書（前項第四号イ（二）の事由に該当する場合に限る。）

ニ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ロに規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ハに規定する期間における売上高等を証する書類

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第四号に係るものに限る。）の参考となる書類

五 前項第五号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保



險法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書

ハ 当該災害等特別中小企業者の定款の写し

ニ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号イ（2）に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第五号に係るものに限る。）の参考となる書類

六 前項第六号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書

ハ 当該災害等特別中小企業者の定款の写し

險法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書

ハ 当該災害等特別中小企業者の定款

ニ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号イ（2）に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第五号に係るものに限る。）の参考となる書類

六 前項第六号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書

ハ 当該災害等特別中小企業者の定款

二 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号イ(2)に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認(同項第六号に係るものに限る)の参考となる書類

3

前各項の規定は、特定特例贈与認定中小企業者、特定特例相続認定中小企業者、特例贈与認定前中小企業者又は特例相続認定前中小企業者(以下「第二種災害等特例中小企業者」と総称する。)について準用する。この場合において、第一項中「第一種特別贈与認定中小企業者であった者、第一種特別相続認定中小企業者であった者、第二種特別贈与認定中小企業者であった者及び第二種特別相続認定中小企業者であった者を除く。」とあるのは「第一種特例贈与認定中小企業者であった者、第一種特例相続認定中小企業者であった者、第二種特例贈与認定中小企業者であった者、第二種特例相続認定中小企業者であった者を除く。」と、第二項中「特定贈与認定中小企業者」とあるのは「特定特例贈与認定中小企業者」と、「特定相続認定中小企業者」とあるのは「特定特例相続認定中小企業者」と、「第六条第一項第八号又は第十号」とあるのは「第六条第一項第十二号又は第十四号」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは「第一種特例経営承継贈与者」と、「第二種経営承継贈与者」とあるのは「第二種特例経営承継贈与者」と、「贈与認定前中小企業者」とあるのは「特例贈与認定前中小企業者」と、「相続

二 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号イ(2)に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認(同項第六号に係るものに限る)の参考となる書類

〔新設〕

認定前中小企業者」とあるのは「特例相続認定前中小企業者」と、「第七条第二項又は第三項（同条第四項及び第五項において準用される場合を含む。）」とあるのは「第七条第六項から第九項までの規定により読み替えられた同条第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

4 都道府県知事は、第二項（前項の規定により準用される場合を含む。）の確認の申請を受けた場合において、第一項各号（前項の規定により準用される場合を含む。）のいずれかに該当することについて確認をしたときは様式第二十の七による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十の八により申請者である災害等特別中小企業者及び災害等特別中小企業者に対して通知しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項（第三項の規定により準用される場合を含む。）の確認を受けた災害等特別中小企業者及び災害等特別中小企業者について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

6 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十の九により当該確認を受けていた災害等特別中小企業者及び災害等特別中小企業者にその旨を通知しなければならない。

7 経済産業大臣は、災害等特別中小企業者及び災害等特別中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の確認書の交付を受けた及び前項の規定により通知された災害等特別中小企業者及び災害等特別中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認め

3 都道府県知事は、前項の確認の申請を受けた場合において、第一項各号のいずれかに該当することについて確認をしたときは様式第二十の七による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十の八により申請者である災害等特別中小企業者に対して通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の確認を受けた災害等特別中小企業者について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十の九により当該確認を受けていた災害等特別中小企業者にその旨を通知しなければならない。

6 経済産業大臣は、災害等特別中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の確認書の交付を受けた及び前項の規定により通知された災害等特別中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

る事項に関する情報を求めることができる。

(都道府県知事の認定の特例等)

第十三条の三 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第九条第二項第三号、第十二号及び第十三号の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前条第一項の確認(同項第一号に係るものに限る。)を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実<sup>に該当することとなった場合(同項第十二号及び第十三号については、第一種特別贈与認定中小企業者に限る。)</sup>であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実<sup>に該当しないもの</sup>とみなす。

二 前条第一項の確認(同項第二号に係るものに限る。)を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第十二号若しくは第十三号に規定する事実<sup>に該当することとなった場合(第一種特別贈与認定中小企業者に限る。)</sup>又は当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与雇用判定期間(当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。)の末日若しくは第一種臨時贈与雇用判定期間(当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。)の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数<sup>の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時</sup>

(都道府県知事の認定の特例等)

第十三条の三 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第九条第二項第三号、第十二号及び第十三号の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前条第一項の確認(同項第一号に係るものに限る。)を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実<sup>に該当することとなった場合(同項第十二号及び第十三号については、特別贈与認定中小企業者に限る。)</sup>であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実<sup>に該当しないもの</sup>とみなす。

二 前条第一項の確認(同項第二号に係るものに限る。)を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第十二号若しくは第十三号に規定する事実<sup>に該当することとなった場合(特別贈与認定中小企業者に限る。)</sup>又は当該特定贈与認定中小企業者の贈与雇用判定期間(当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。)の末日若しくは臨時贈与雇用判定期間(当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。)の末日において、当該贈与雇用判定期間内若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数<sup>の合計を当該贈与雇用判定期間内若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数</sup>

贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時ににおける常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。以下この号において同じ。）を下回る数となったことにより当該特定贈与認定中小企業者が第九条第二項第三号に規定する事実<sup>に該当することとなつた場合（当該特定贈与認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該第一種贈与雇用判定期間の末日又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の当該第一種贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。）であつても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実<sup>に該当しないものとみなす。</sup></sup>

三 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第三号に規定する事実<sup>に該当することとなつた場合であつても、各売上事業年度（第一種贈</sup>

で除して計算した数が、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時ににおける常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。以下この号において同じ。）を下回る数となったことにより当該特定贈与認定中小企業者が第九条第二項第三号に規定する事実<sup>に該当することとなつた場合（当該特定贈与認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該贈与雇用判定期間の末日又は当該臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の当該贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。）であつても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実<sup>に該当しないものとみなす。</sup></sup>

三 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第三号に規定する事実<sup>に該当することとなつた場合であつても、各売上事業年度（贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次号並</sup>

与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）における売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。）の合計を第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する各売上事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、前条第一項第三号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合、同項第四号の確認を受けた場合にあつては同号ハに規定する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合。以下この号において「売上割合の平均値」という。）の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある第一種贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。）における雇用割合（当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常

びに次項において同じ。）における売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）の合計を贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する各売上事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、前条第一項第三号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合、同項第四号の確認を受けた場合にあつては同号ハに規定する割合、同項第五号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合にあつては同号ロに規定する割合。以下この号において「売上割合の平均値」という。）の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。）における雇用割合（当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。）の合計を贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末

時使用する従業員の数に割合をいう。以下次号及び次項において同じ。）の合計を第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する当該売上事業年度に係る雇用基準日の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に対する第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数の割合。）が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該事実

に該当しないものとみなす。

イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場合 百分の八十

ロ 売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十

ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合 零

四 前条第一項の確認（同項第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実

に該当することとなった場合（第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）であっても、売上割合の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、雇用基準日の直前の第一種贈与報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合にあつては、災害

日までに終了する当該売上事業年度に係る雇用基準日の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に対する贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数の割合。）が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該事実

に該当しないものとみなす。

イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場合 百分の八十

ロ 売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十

ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合 零

四 前条第一項の確認（同項第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実

等が発生した日。次項において同じ。）の翌日から売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実<sup>○</sup>に該当しないものとみなす。

イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十

ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の

四十

ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零

2 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から三月を経過する日（雇用基準日が第一種贈与雇用判定期間終了後である場合は第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後三年ごとに区分した各期間の末日から二月を経過する日）までに、売上割合及び雇用割合を、様式第二十の十による報告書に次に掲げる書類（当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に報告しなければならない。

一 売上事業年度における損益計算書

二 当該雇用基準日における当該特定贈与認定中小企業者の従業員数証明書

三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類

3 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十条及び第十一条の規定の適用については、第十条第一項及び第十一条第一項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする

日。次項において同じ。）の翌日から売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実<sup>○</sup>に該当しないものとみなす。

イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十

ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の

四十

ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零

2 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から三月を経過する日（雇用基準日が贈与雇用判定期間終了後である場合は贈与雇用判定期間の末日の翌日以後三年ごとに区分した各期間の末日から二月を経過する日）までに、売上割合及び雇用割合を、様式第二十の十による報告書に次に掲げる書類（当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に報告しなければならない。

一 売上事業年度における損益計算書

二 当該雇用基準日における当該特定贈与認定中小企業者の従業員数証明書

三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類

3 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十条及び第十一条の規定の適用については、第十条第一項及び第十一条第一項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする



。ただし、当該特定贈与認定中小企業者が、前条第一項の確認（同項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であつて第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

4 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十二条の適用については、同条第二項中「一通」とあるのは、「一通、第十三条の二第三項の確認書の写し」とする。

5 前各項の規定は、前条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第三項」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別相続認定中小企業者」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定」と、「若しくは第一種臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において」とあるのは「において」と、「若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間に存する」とあるのは「に存する」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種相続報告基準日」と、「第六条第一項第八号」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間に存する」とあるのは「に存する」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種相続報告基準事業年度」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに」とあるのは「までに」と、「又は第一種臨時贈与雇用

。ただし、当該特定贈与認定中小企業者が、前条第一項の確認（同項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であつて第一項第三号の規定の適用がないときは、この限りでない。

4 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十二条の適用については、同条第二項中「一通」とあるのは、「一通、第十三条の二第三項の確認書の写し」とする。

5 前各項の規定は、前条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第三項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、「贈与雇用判定期間」とあるのは「相続雇用判定期間」と、「若しくは臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において」とあるのは「において」と、「若しくは当該臨時贈与雇用判定期間に存する」とあるのは「に存する」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「若しくは当該臨時贈与雇用判定期間に存する」とあるのは「に存する」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は当該臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「又は当該臨時贈与雇用判定期間に存する」とあるのは「に存する」と、「相続報告基準事業年度」とあるのは「相続報告基準事業年度」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに」とあるのは「までに」と、「又は臨時贈与雇用判定期間

「判定期間の末日の翌日」とあるのは「の翌日」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日における」とあるのは「における」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日における」とあるのは「において」と、第二項中「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定」と、第三項中「第十条第一項及び第十一条第二項」とあるのは「第十条第二項及び第十一条第二項」と、第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

6 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号ロ中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」（災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）「と、同号又中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと」（当該第一種贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）とする。

7 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号又中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと」（当該第一種贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）とする。

8 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るも

の末日の翌日」とあるのは「の翌日」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日における」とあるのは「における」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日における」とあるのは「において」と、第二項中「贈与雇用判定期間」とあるのは「相続雇用判定期間」と、第三項中「第十条第一項及び第十一条第一項」とあるのは「第十条第二項及び第十一条第二項」と、第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

6 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号ロ中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」（災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）「と、同号又中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと」（当該贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）とする。

7 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認（同項第三号及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号又中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと」（当該贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）とする。

8 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日前の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るも

のに限る。)を受けようとする中小企業者に限る。)が前条第一項の確認(同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。)を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。）」(災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。）」と、同号リ中「下回らないこと。）」とあるのは「下回らないこと(当該第一種相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。))。）」とする。

9 相続認定前中小企業者(災害等が発生した日前の相続に係る法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。))を受けようとする中小企業者に限る。)が前条第一項の確認(同項第三号及び第四号に係るものに限る。))を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号リ中「下回らないこと。）」とあるのは「下回らないこと(当該第一種相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。))。）」とする。

10 相続認定前中小企業者(災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。))を受けようとする中小企業者に限る。)が前条第一項の確認(第一号、第二号、第五号及び第六号に該当する場合に限る。))を受けた場合における第六条第一項第八号又は第十号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合

のに限る。)を受けようとする中小企業者に限る。)が前条第一項の確認(同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。)を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号口中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。)) (災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。))。）」と、同号リ中「下回らないこと。）」とあるのは「下回らないこと(当該相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。))。))とする。

9 相続認定前中小企業者(災害等が発生した日前の相続に係る法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。))を受けようとする中小企業者に限る。)が前条第一項の確認(同項第三号及び第四号に係るものに限る。))を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号リ中「下回らないこと。))とあるのは「下回らないこと(当該相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。))。))とする。

10 相続認定前中小企業者(災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。))を受けようとする中小企業者に限る。)が前条第一項の確認(第一号、第二号、第五号及び第六号に該当する場合に限る。))を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次(口

「とあるのは「次（ロ、ハ、ト（3））及びりに掲げる事由を除く。」に掲げるいづれにも該当する場合」とする。

11 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（第三条及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいづれにも該当する場合」とあるのは「次に掲げる事由を除く。」に掲げるいづれにも該当する場合」とする。

12 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十三条第一項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（災害等が発生した日の直前の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日（最初の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日）が当該災害等が発生した日後に到来する場合にあつては、当該第一種贈与報告基準日又は当該第二種贈与報告基準日）の翌日以後十年を経過する日までの期間に限り、第三号及び第四号に掲げる事由を除く。」とする。ただし、当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は第二種特別贈与認定中小企業者等が、前条第一項の確認（第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であつて第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

13 第一項（第三号を除く。）から第四項まで、第六項及び第十項の規定は、特定特例贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合において準用する。この場合において第一項中

、ハ、ト（3））及びりに掲げる事由を除く。」に掲げるいづれにも該当する場合」とする。

11 相続認定前中小企業者（災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認（第三条及び第四号に係るものに限る。）を受けた場合における第六条第一項第八号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいづれにも該当する場合」とあるのは「次に掲げる事由を除く。」に掲げるいづれにも該当する場合」とする。

12 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「次の各号（災害等が発生した日の直前の贈与報告基準日（最初の贈与報告基準日）が当該災害等が発生した日後に到来する場合にあつては、当該贈与報告基準日）の翌日以後十年を経過する日までの期間に限り、第三号及び第四号に掲げる事由を除く。」とする。ただし、当該特別贈与認定中小企業者等が、前条第一項の確認（第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であつて第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

〔新設〕

「第九条第二項第三号、第十二号及び第十三号の規定（同条第四項の規定により準用される場合を含む。）とあるのは「第九条第六項又は第八項の規定により読み替えられた同条第二項第十二号及び第十三号」と、「前条第一項の確認」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「同項第十二号及び第十三号については、第一種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者に限る。」とあるのは「（第一種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者に限る。）」と、「第一種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者に限る。」とあるのは「第一種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者」と、「売上割合の次に掲げる場合の区分」とあるのは「売上割合（当該特定特別贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度（第一種贈与報告基準事業年度又は第二種贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定特別贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下この号及び次項において同じ。）の次に掲げる場合の区分」と、「雇用基準日の直前」とあるのは「雇用基準日（売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。）の直前」と、第二項中「同項第三号から第六号まで」とあるのは「同項第五号及び第六号」と

第三項中「第十条第一項（同条第三項の規定により準用される場合を含む。）及び第十一条第一項（同条第三項の規定により準用される場合を含む。）」とあるのは「第十条第五項又は第七項の規定により読み替えられた同条第一項及び第十一条第五項又は第七項の規定により読み替えられた同条第一項」と、第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第十七項又は第二十項の規定により読み替えられた同条第二項」と、第六項中「贈与認定前中小企業者」とあるのは「特例贈与認定前中小企業者」と、「第六条第一項第七号及び第九号」とあるのは「第六条第一項第十一号及び第十三号」と、「と、同号又中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）」とす

14

第五項、第八項及び第十四項の規定は、特定特例相続認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合において準用する。この場合において第五項中「前各項の規定」とあるのは「前各項の規定（第一項第三号を除く。）」と、「第九条第三項」とあるのは「第九条第七項又は第九項の規定により読み替えられた同条第三項」と、第八項中「第六条第一項第八号又は第十号」とあるのは「第六条第一項第十二号及び第十四号」と、「と、同号り中「下回らないこと。」とあるのは「下回らないこと（当該相続認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。）」とす

〔新設〕

第六条第一項第八号又は第十号」とあるのは「第六条第一項第十二号又は十四号」と、「次（ロ、ハ、ト（3）及びりに掲げる事由を除く。）に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（ロ、ハ及びト（2）に掲げる事由を除く。）に掲げるいずれにも該当する場合」と読み替えるものとする。

（合併又は株式交換等があつた場合における常時使用する従業員の数及び売上金額）

第十三条の四 第十三条の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合において、吸収合併存続会社等が第十条第一項ただし書の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第一項 第二号	当該事業所の常時使用する従業員の数 の合計	当該事業所の常時使用する従業員 の数の合計を当該第一種贈与雇用 判定期間内又は当該第一種臨時贈 与雇用判定期間内に存する当該第 一 種贈与報告基準日の数で除して 計算した数が、当該認定に係る贈
--------------	--------------------------	--

（合併又は株式交換等があつた場合における常時使用する従業員の数及び売上金額）

第十三条の四 第十三条の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合において、吸収合併存続会社等が第十条第一項ただし書の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第一項 第二号	当該事業所の常時使用する従業員の数 の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該	当該事業所の常時使用する従業員 の数の合計を当該贈与雇用判定期 間内又は当該臨時贈与雇用判定期 間内に存する当該贈与報告基準日 の数で除して計算した数が、当該 認定に係る贈与の時における当該
--------------	--	--

<p>判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数</p>	<p>与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種臨時贈与雇用判定期間内又は第一種</p>
--	---

<p>臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数</p>	<p>事業所の常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを臨時贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数を、それぞれ</p>
---	--



前条第一項 第三号	[略]	[略]	時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数
贈与の時に おける常時 使用する従 業員の数に 対する当該 特定贈与認 定中小企業 者の	贈与の時に おける常時 使用する従 業員の数に、 吸収合併の 場合にあつ ては当該特 定贈与認定 中小企業者 及び吸収合 併消滅会社 の吸収合併 がその効力 を生ずる日 の直前に おける常時 使用する従 業員の数に 当該吸収合 併がその効 力を生ずる 日から第一 種贈与雇用 判定期間の 末日又は第 一種臨時贈 与雇用判定 期間の末日 までの期間 内に存する 各雇用基準 日の数を乗 じてこれを 当該特定贈 与認定中小 企業者に係 る各雇用基 準日の数で 除して計算 した数を、 新設合併の 場合にあつ ては新設合 併消滅会社 の新設合併 設立会社の 成立の日の 直前におけ る常時使用 する従業員 の数に当該 新設合併設 立会社の成 立の日から 第一種贈与 雇用判定期 間の末日又 は第一種臨 時贈与雇用 判定期間の	時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数	

前条第一項 第三号	[略]	[略]	加えた数
贈与の時に おける常時 使用する従 業員の数に 対する当該 特定贈与認 定中小企業 者の	贈与の時に おける常時 使用する従 業員の数に、 吸収合併の 場合にあつ ては当該特 定贈与認定 中小企業者 及び吸収合 併消滅会社 の吸収合併 がその効力 を生ずる日 の直前に おける常時 使用する従 業員の数に 当該吸収合 併がその効 力を生ずる 日から贈与 雇用判定期 間の末日又 は臨時贈与 雇用判定期 間の末日ま での期間内 に存する各 雇用基準日 の数を乗じ てこれを当 該特定贈与 認定中小企 業者に係る 各雇用基準 日の数で除 して計算し た数を、新 設合併の場 合にあつて は新設合併 消滅会社の 新設合併設 立会社の成 立の日の直 前における 常時使用す る従業員 の数に当該 新設合併設 立会社の成 立の日から 贈与雇用判 定期間の末 日又は臨時 贈与雇用判 定期間の末 日までの期 間内に存す る	加えた数	

末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者の

2 第十三条の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が株式交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合において、株式交換完全親会社等が第十一条第一項の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継した用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第一項 第二号	〔略〕	当該事業所の常時使用する従業員の数合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第	株式交換完全子会社等（第十一条第一項の規定による地位の承継前の特定贈与認定中小企業者に限る。以下同じ。）の当該事業所及び当該特定贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間
--------------	-----	---	--

各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者の

2 第十三条の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が株式交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合において、株式交換完全親会社等が第十一条第一項の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継した用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第一項 第二号	〔略〕	当該事業所の常時使用する従業員の数合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与	株式交換完全子会社等（第十一条第一項の規定による地位の承継前の特定贈与認定中小企業者に限る。以下同じ。）の当該事業所及び当該特定贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当
--------------	-----	--	---

前条第一項 第三号	〔略〕	一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、
		〔略〕
当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定（第六条第（第六条第	法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生	一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における株式交換完全子会社等の当該事業所の常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数を加えた数

前条第一項 第三号	〔略〕	雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数
		〔略〕
当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定（第六条第（第六条第	法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生	該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける株式交換完全子会社等の当該事業所の常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数を加えた数

	<p>一項第七号の事由に係るものに限る。に係る贈与の時に於ける常時使用する従業員の数</p>
<p>日等の直前に於ける常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を加えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数</p>	

3 前二項の規定は、第十三条の二第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第一種贈与報告基準日」とあ

	<p>一項第七号の事由に係るものに限る。に係る贈与の時に於ける常時使用する従業員の数</p>
<p>日等の直前に於ける常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を加えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数</p>	

3 前二項の規定は、第十三条の二第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「贈与雇用判定期間」とあるのは「相続雇用判定期間」と、「又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「贈

るのは「第一種相続報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日まで」とあるのは「まで」と、前項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種相続報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日まで」とあるのは「まで」と読み替えるものとする。

(法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金)

第十四条 法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金は、認

与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「又は臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日まで」とあるのは「まで」と、前項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「贈与雇用判定期間」とあるのは「相続雇用判定期間」と、「又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「又は臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日まで」とあるのは「まで」と読み替えるものとする。

(法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金)

第十四条 法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金は、認

定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相  
続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特  
別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一  
種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者及  
び第二種特別相続認定中小企業者（以下「認定中小企業者等」  
という。）の事業活動の継続に必要な資金であつて、次に掲げ  
るものとする。

一～四 「略」

第十五条 「略」

（法第十五条の経済産業省令で定める要件）

第十六条 法第十五条の経済産業省令で定める要件は、次に掲げ  
る中小企業者の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- 一 当該中小企業者の経営を確実に承継するための具体的な計  
画（「特例承継計画」という。第二十条において同じ。）に  
ついて、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）  
第二十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関（以下  
「認定経営革新等支援機関」という。）の指導及び助言を受  
けた中小企業者
- イ 当該中小企業者が会社であること。
- ロ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（その者が  
二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた  
二人又は三人までに限る。以下「特例後継者」という。）  
がいること。

(1) 当該中小企業者の代表者（代表者であつた者を含

定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小  
企業者（以下「認定中小企業者等」という。）の事業活動の継  
続に必要な資金であつて、次に掲げるものとする。

一～四 「略」

第十五条 「略」

（法第十五条の経済産業省令で定める要件）

第十六条 法第十五条の経済産業省令で定める要件は、次に掲げ  
るものとする。

「新設」

む。)が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であつて、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等を取得することが見込まれるもの

(2) 当該中小企業者の代表者であつて、当該中小企業者の他の代表者(代表者であつた者を含む。)から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等を取得することが見込まれるもの

ハ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者(以下「特例代表者」という。)がいること。

(1) 当該中小企業者の代表者(ロ(1)の代表者又は(2)の他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。)

(2) 当該中小企業者の代表者であつた者

ニ 特例代表者が有する当該中小企業者の株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営に関する具体的な計画を有していること。

ホ 当該中小企業者の特例後継者が当該中小企業者の特例代表者から株式等を承継した後五年間の経営に関する具体的な計画を有していること。

二 第一号に掲げる中小企業者以外の中小企業者

イ 当該中小企業者が会社であること。

ロ 当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ハ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者(二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限

「新設」

一 当該中小企業者が会社であること。

二 当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

三 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者(二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。

る。以下「特定後継者」という。）がいること。

(1) 当該中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であつて、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの

(2) 当該中小企業者の代表者であつて、当該中小企業者の他の代表者（代表者であつた者を含む。）から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの

二| 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（以下「特定代表者」という。）がいること。

(1) 当該中小企業者の代表者（ハ(1)の代表者又はハ(2)の他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げるいずれにも該当するもの

(i) 当該代表者が、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者が、代表者である時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を

以下「特定後継者」という。）がいること。

イ| 当該中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であつて、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの

ロ| 当該中小企業者の代表者であつて、当該中小企業者の他の代表者（代表者であつた者を含む。）から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの

四| 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（以下「特定代表者」という。）がいること。

イ| 当該中小企業者の代表者（前号イの代表者又はロの他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げるいずれにも該当するもの

(1) 当該代表者が、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 当該代表者が、代表者である時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、



有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であること。

(2) 当該中小企業者の代表者であった者であつて、次に掲げるいずれにも該当するもの

(i) 当該代表者であつた者が、当該代表者であつた者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であつた者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者であつた者が、代表者であつた時において、当該代表者であつた者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であつた者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であること。

ホ 特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること。

ヘ 当該中小企業者に、特定後継者の相続が開始した場合に

かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であること。

ロ 当該中小企業者の代表者であつた者であつて、次に掲げるいずれにも該当するもの

(1) 当該代表者であつた者が、当該代表者であつた者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であつた者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 当該代表者であつた者が、代表者であつた時において、当該代表者であつた者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であつた者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であること。

五 特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること。

六 当該中小企業者に、特定後継者の相続が開始した場合に、

、新たに特定後継者となることが見込まれる者（当該中小企業者が定めた一人に限る。以下同じ。）がいること。

ト イからへまでに掲げる要件のほか、中小企業者が都道府県知事の指導及び助言を特に必要としていること。

（指導及び助言に係る都道府県知事の確認）

第十七条 中小企業者は、次の各号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

一 前条第一号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

二 前条第二号イからホまでに掲げる要件（同号ニの新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあつては、同号イからへまでに掲げる要件）のいずれにも該当すること。

2 前項の確認（前条第一号の事由に係るものに限る。）を受け

ようとする中小企業者は、平成三十五年三月三十一日までに、様式第二十一による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 登記事項証明書（確認申請日（前項の確認を申請をする日）をいう。以下同じ。）の前三月以内に作成されたものに限る。

特例代表者が確認申請日において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該特例代表者が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

二 前条第二号の指導・助言を受けた日における従業員数証明

新たに特定後継者となることが見込まれる者（当該中小企業者が定めた一人に限る。以下同じ。）がいること。

七 前各号に掲げる要件のほか、中小企業者が都道府県知事の指導及び助言を特に必要としていること。

（指導及び助言に係る都道府県知事の確認）

第十七条 中小企業者は、前条第一号から第五号までに掲げる要件（前条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあつては、同条第一号から第六号までに掲げる要件）のいずれにも該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

書

三 前二号に掲げるもののほか、前項の確認の参考となる書類  
3 第一項の確認(第二号の事由に係るものに限る。)を受けようとする中小企業者は、様式第二十一の二による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 確認申請日における当該中小企業者の定款の写し

二 〇六 「略」

七 当該中小企業者が特定後継者(前条第一項第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあつては、当該新たに特定後継者となることが見込まれる者を含む。)を定めたことを証する書類

八 前各号に掲げるもののほか、第一項の確認の参考となる書類

4 都道府県知事は、前二項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(変更の確認)

第十八条 前条第一項第一号の確認を受けた中小企業者は、特例

2 前項の確認を受けようとする中小企業者は、様式第二十一の二による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 前項の確認を申請する日(以下「確認申請日」という。)における当該中小企業者の定款の写し

二 〇六 「略」

七 当該中小企業者が特定後継者(前条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあつては、当該新たに特定後継者となることが見込まれる者を含む。)を定めたことを証する書類

八 前各号に掲げるもののほか、前項の確認の参考となる書類

3 都道府県知事は、前項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(変更の確認)

第十八条 「新設」

後継者（第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者及び第二種特例経営承継相続人である特例後継者を除く。）を変更しようとするときは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け、かつ、都道府県知事の確認を受けなければならない。

2| 前条第一項第一号の確認を受けた中小企業者は、第十六条第二号二又はホの具体的な計画を変更しようとする場合において認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けたときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

3 前条第一項第二号の確認を受けた中小企業者は、特定後継者又は第十六条第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けなければならない。ただし、特定後継者を変更しようとする場合にあつては、当該特定後継者に係る特定代表者の相続の開始の日以後は当該確認を受けることができない。

4 前条第一項第二号の確認を受けた中小企業者は、第十六条第二号ホの具体的な計画を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

5| 前条第二項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。この場合において、前条第二項中「様式第二十一」とあるのは「様式第二十四」と読み替えるものとする。

6| 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の申請について準用する。この場合において、前条第三項中「様式第二十一の二」とあるのは「様式第二十四の二」と読み替えるものとする。

7| 都道府県知事は、第一項から第四項までの申請を受けた場合において、それぞれに定める確認をしたときは様式第二十二に

〔新設〕

1| 前条第一項の確認を受けた中小企業者は、特定後継者又は第十五条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けなければならない。ただし、特定後継者を変更しようとする場合にあつては、当該特定後継者に係る特定代表者の相続の開始の日以後は当該確認を受けることができない。

2| 前条第一項の確認を受けた中小企業者は、第十五条第一項第五号の具体的な計画を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

〔新設〕

3| 前条第二項の規定は、前二項の申請について準用する。この場合において、前条第二項中「様式第二十一」とあるのは「様式第二十四」と読み替えるものとする。

4| 都道府県知事は、第一項又は第二項の申請を受けた場合において、第一項又は第二項の確認をしたときは様式第二十二によ

よる確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならぬ。

8| 「略」

(確認の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、第十七条第一項第一号又は第二号の確認(前条第一項から第四項までの変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一 第十七条第一項の確認を受けた中小企業者の当該確認に係る特例後継者又は特定後継者の相続が開始したとき(第十六条第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者がいることについて、第十七条第一項第二号の確認を受けた場合を除く。)

二 偽りその他不正の手段により第十七条第一項の確認を受けたことが判明するに至ったとき。

三 次項の申請があったとき。

2 第十七条第一項の確認の取消しを受けようとするときは、同項の確認を受けた中小企業者は、様式第二十五による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

3・4 「略」

(特例承継計画に係る報告)

る確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならぬ。

5| 「略」

(確認の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、第十六条第一項の確認(前条第一項又は第二項の変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一 第十六条第一項の確認を受けた中小企業者の当該確認に係る特定後継者の相続が開始したとき(第十五条第一項第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいることについて、第十六条第一項の確認を受けた場合を除く。)

二 偽りその他不正の手段により第十六条第一項の確認を受けたことが判明するに至ったとき。

三 次項の申請があったとき。

2 第十六条第一項の確認の取消しを受けようとするときは、同項の確認を受けた中小企業者は、様式第二十五による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

3・4 「略」

第二十条 第一種特例贈与認定中小企業者は、当該認定に係る有効期限の末日において、当該認定に係る有効期間内に存する当該第一種特例贈与認定中小企業者の第一種特例贈与報告基準日

第二十条 削除

におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該有効期間内に存する当該第一種特例贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数となった場合には、その下回る数となった理由について都道府県知事の確認を受けなければならない。

2|| 第一種特例相続認定中小企業者は、当該認定に係る有効期限の末日において、当該認定に係る有効期間内に存する当該第一種特例相続認定中小企業者の第一種特例相続報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該有効期間内に存する当該第一種特例相続報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数となった場合には、その下回る数となった理由について都道府県知事の確認を受けなければならない。

[新設]

3||

前二項の確認を受けようとする第一種特例贈与認定中小企業者又は第一種特例相続認定中小企業者は、当該認定に係る有効

[新設]

期限の末日の翌日から四月を経過する日までに、様式第二十七  
による報告書（前二項の下回る数となった理由について認定経  
営革新等支援機関の所見の記載があり、当該理由が経営状況の  
悪化である場合又は当該認定経営革新等支援機関が正当なもの  
と認められないと判断したものである場合には、当該認定経営  
革新等支援機関による経営力向上に係る指導及び助言を受けた旨  
が記載されているものに限る。）に、当該報告書の写し一通を  
添付して、都道府県知事に提出するものとする。

4

吸収合併存続会社等が第十条第五項の規定により読み替えら  
れた同条第一項ただし書の規定により第一種特例贈与認定中小  
企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における第一  
項の規定の適用については、「贈与の時における常時使用する  
従業員の数」とあるのは、「贈与の時における常時使用する従  
業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該第一種特例贈与認  
定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第  
一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、第一種合併前  
特例贈与認定中小企業者（第十条第五項の規定により読み替え  
られた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種  
特例贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）  
を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常  
時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日か  
ら当該認定の有効期間内に存する第一種特例贈与報告基準日の  
数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例贈  
与報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあ  
つては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号  
に規定する新設合併消滅会社をいい、第一種合併前特例贈与認

〔新設〕

定中小企業者を除く。)の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定の有効期間内に存する第一種特例贈与報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例贈与報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

5

吸収合併存続会社等が第十条第六項の規定により読み替えられた同条二項ただし書の規定により第一種特例相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における第二項の規定の適用については、「相続の開始の時間における常時使用する従業員の数」とあるのは、「相続の開始の時間における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該第一種特例相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社(会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、第一種合併前特例相続認定中小企業者(第十条第六項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。)を除く。)の吸収合併が生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併が生ずる日の直前から当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数で除して計算した数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社(会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、第一種合併前特例相続認定中小企業者を除く。)の新設合併設立会社の成立の日の直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設

〔新設〕



立会社の成立の日から当該認定の有効期間内に存する第一種特  
例相続報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に  
存する第一種特例相続報告基準日の数で除して計算した数を、  
それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

6|| 株式会社交換完全親会社等が第十一条第五項の規定により読み替  
えられた同条第一項の規定により第一種特例贈与認定中小企業  
者たる地位を承継したものとみなされた場合における第一項の  
規定の適用については、「常時使用する従業員の数の合計」と  
あるのは「当該第一種特例贈与認定中小企業者及び株式交換完  
全子会社等の常時使用する従業員の数の合計」と読み替えるも  
のとする。

7|| 株式会社交換完全親会社等が第十一条第六項の規定により読み替  
えられた同条第二項の規定により第一種特例相続認定中小企業  
者たる地位を承継したものとみなされた場合における第一項の  
規定の適用については、「常時使用する従業員の数の合計」と  
あるのは「当該第一種特例相続認定中小企業者及び株式交換完  
全子会社等の常時使用する従業員の数の合計」と読み替えるも  
のとする。

8|| 第一項、第三項、第四項及び第六項の規定は、第二種特例贈  
与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者  
が第一種特例経営承継贈与を受けた者に限る。以下この項にお  
いて同じ。）及び第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に  
係る第二種特例経営承継受贈者が第一種特例経営承継贈与を受  
けた者に限る。以下この項において同じ。）について準用する  
。この場合において第一項中「有効期限の末日」とあるのは「  
第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期限の末日」と、

[新設]

[新設]

[新設]

当該認定に係る有効期間」とあるのは「当該第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期間」と、「当該第一種特例贈与認定中小企業者の第一種特例贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは「第一種特例経営承継贈与の時」と、第三項中「当該認定に係る有効期限」とあるのは「前二項に規定する第一種特例経営承継贈与又は第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期限」と、第四項中「第五項」とあるのは「第七項又は第八項」と、「贈与の時」とあるのは「第一種特例経営承継贈与の時」と、「第一種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第五項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例贈与認定中小企業者）」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者）」と、「（一）を除く」とあるのは「（一）及び第二種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第八項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く」と、「当該吸収合併がその効力を生ずる日から当該認定の有効期間内」とあるのは「当該吸収合併がその効力を生ずる日から当該認定に係る第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期間内」と、「これを当該認定の有効期間内」とあるのは「これを当該有効期間内」と、「当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定の有効期間内」とあるのは「当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定に係る第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期間内」と、第六項中「第五項」と

あるのは「第七項又は第八項」と読み替えるものとする。

第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が第一種経営承継相続を受けた者に限る。）及び第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が第一種経営承継相続を受けた者に限る。）について準用する。この場合において第二項中「有効期限の末日」とあるのは「第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期限の末日」と、「当該認定に係る有効期間」とあるのは「当該第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期間」と、「当該第一種特例相続認定中小企業者の第一種特例相続報告基準日」とあるのは「第一種特例相続報告基準日」と、「相続の開始の時」とあるのは「第一種特例経営承継相続の開始の時」と、第三項中「当該認定に係る有効期限」とあるのは「前二項に規定する第一種特例経営承継贈与又は第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期限」と、第五項中「第六項」とあるのは「第七項又は第八項」と、「相続の開始の時」とあるのは「第一種特例経営承継相続の開始の時」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第六項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例相続認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者」と、「」を除く」とあるのは「」及び第二種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第八項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者を

〔新設〕

いう。以下この条において同じ。）を除く」と、「当該吸収合併がその効力を生ずる日から当該認定の有効期間内」とあるのは「当該吸収合併がその効力を生ずる日から当該認定に係る第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期間内」と、「これを当該認定の有効期間内」とあるのは「これを当該有効期間内」と「第一種合併前特例相続認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者及二種合併前特例相続認定中小企業者」と、「当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定の有効期間内」とあるのは「当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定に係る第一種特例経営承継相続に係る認定の有効期間内」と、第七項中「第六項」とあるのは「第七項又は第八項」と読み替えるものとする。

10]

第一項、第三項、第四項及び第六項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者に係る中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係る者に限る。）を受けていない者に限る。）について準用する。この場合において第一項中「第一種特例贈与報告基準日」とあるのは、「第二種特例贈与報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは「第二種特例経営承継贈与の時」と、第四項中「第五項」とあるのは「第七項」と、「贈与の時」とあるのは「第二種特例経営承継贈与の時」と、「第一種合併前特例贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者」と、「第十条第五項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書」とあるのは「第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書」と、「第一種特例贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例贈

[新設]

与報告基準日」と、第六項中「第五項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。

11 第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者に係る中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係る者に限る。）を受けていない者に限る。）について準用する。この場合において第二項中「第一種特例相続報告基準日」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、「相続の開始の時」とあるのは「第二種特例経営承継相続の開始の時」と、第五項中「第六項」とあるのは「第八項」と、「相続の開始の時」とあるのは「第二種特例経営承継相続の開始の時」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例相続認定中小企業者」と、「第一種特例相続報告基準日」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、第七項中「第六項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

12 第一項、第三項、第四項及び第六項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者に係る中小企業者が受けた法第十二条第一項の認定のうち、最初の認定が第六条第一項第十三号の事由に係るものに限る。）又は第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相続人に係る中小企業者が受けた法第十二条第一項の認定のうち、最初の認定が第六条第一項第十三号の事由に係るものに限る。）について準用する。この場合において第一項中「当該認定に係る」とあるのは「当該最初の認定に係る」と「第一種特例贈与報告基準日における」とあるのは「第二種

〔新設〕

〔新設〕

特例贈与報告基準日（第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人が受けた最初の第二種特例経営承継贈与に係るものをいう。以下この項において同じ。）における」と、「第一種特例贈与報告基準日の数で」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日の数で」と、「贈与の時」とあるのは「第二種特例経営承継贈与の時」と、第三項中「当該認定に係る」とあるのは「前二項に規定する最初の認定に係る」と、第四項中「第五項」とあるのは「第七項又は第八項」と、「贈与の時」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例経営承継贈与の時」と、「第一種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第五項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例贈与認定中小企業者）」とあるのは「第一種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者）」と、「（一）を除く」とあるのは「（一）及び第二種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第八項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く」と、「当該認定の有効期間内」とあるのは「当該最初の認定の有効期間内」と、「第一種特例贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日」と、「第一種合併前特例贈与認定中小企業者を除く」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者及び第二種合併前特例相続認定中小企業者を除く」と、第六項中「第五項」とあるのは「第七項又は第八項」と読み替えるものとする。

13| 第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、第二種特例贈

〔新設〕

与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者に係る中小企業者が受けた法第十二条第一項の認定のうち、最初の認定が第六条第一項第十四号の事由に係るものに限る。）又は第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相続人に係る中小企業者が受けた法第十二条第一項の認定のうち、最初の認定が第六条第一項第十四号の事由に係るものに限る。）について準用する。この場合において第二項中「当該認定に係る」とあるのは「当該最初の認定に係る」と「第一種特例相続報告基準日における」とあるのは「第二種特例相続報告基準日（第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人が受けた最初の第二種特例経営承継相続に係るものをいう。以下この項において同じ。）における」と、「第一種特例相続報告基準日の数で」とあるのは「第二種特例相続報告基準日の数で」と、「相続の開始の時」とあるのは「第一種特例経営承継相続の開始の時」と、第三項中「当該認定に係る」とあるのは「前二項に規定する最初の認定に係る」と、第五項中「第六項」とあるのは「第七項又は第八項」と、「相続の開始の時」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例経営承継相続の開始の時」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第六項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例相続認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者」と、「一」を除く」とあるのは「一」及び第二種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第八項の規定により読み替えられた同

条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く」と、「当該認定の有効期間内」とあるのは「当該最初の認定の有効期間内」と、「第一種特例相続報告基準日」とあるのは「第二種特例相続報告基準日」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者を除く」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者及び第二種合併前特例相続認定中小企業者を除く」と、「第七項中「第六項」とあるのは「第七項又は第八項」と読み替えるものとする。

14

都道府県知事は、第一項又は第二項（第三項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第二十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十九により申請者である第一種特例贈与認定中小企業者又は第一種特例相続認定中小企業者に対して通知しなければならない。

15

経済産業大臣は、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要なと認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認の交付を受けた又は前項の規定により通知された第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

〔新設〕

〔新設〕



(提出期限後の申請又は報告)

第二十一条 第七条第二項(同条第四項、第六項及び第八項の規定により準用する場合を含む。)、第三項(同条第五項、第七項及び第九項の規定により準用する場合を含む。)、第十三条第二項(同条第三項から第五項までの規定により準用する場合を含む。)、第十三条の二第二項(同条第三項の規定により準用する場合を含む。)、第十三条の二第二項(同条第三項の規定により準用する場合を含む。)、若しくは第十七条第二項に規定する申請書又は第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項、第十一項(同条第十四項から第二十六項までの規定により準用する場合を含む。)、若しくは第十三条の三第二項(同条第十四項及び第十五項の規定により準用する場合を含む。))に規定する報告書が当該各項に規定する提出期限までに提出されなかった場合においても、都道府県知事が当該提出期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく当該申請書又は当該報告書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書又は当該報告書が当該提出期限内に提出されたものとみなす。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(提出期限後の申請又は報告)

第二十一条 第七条第二項、第三項、第十三条第二項若しくは第十三条の二第二項に規定する申請書又は第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項、第十一項若しくは第十三条の三第二項に規定する報告書が当該各項に規定する提出期限までに提出されなかった場合においても、都道府県知事が当該提出期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく当該申請書又は当該報告書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書又は当該報告書が当該提出期限内に提出されたものとみなす。